

令和7年度第1回文京区障害者地域自立支援協議会 次第

令和7年6月6日(金)午後2時から

会場：文京シビックセンター3階 障害者会館A・B

1 開会

委員委嘱

2 承認事項

- (1) 障害者地域自立支援協議会について 【資料第1-1号】
- (2) 令和6年度第2回障害者地域自立支援協議会全体会振り返り
【資料第1-2号～1-3号】
- (3) 令和7年度障害者地域自立支援協議会について 【資料第1-4号～1-6号】

3 検討事項及び情報・課題共有

- (1) 令和7年度の検討事項（案）について 【資料第2-1号】
- (2) 各専門部会からの情報・課題共有について
 - ・相談・地域生活支援専門部会 【資料第2-2号】
 - ・就労支援専門部会 【資料第2-3号】
 - ・権利擁護専門部会 【資料第2-4、2-5号】
 - ・子ども支援専門部会 【資料第2-6号】

4 報告事項

- (1) 障害者就労支援センターの事業報告について 【資料第3号】
- (2) 障害者基幹相談支援センターの事業報告及び事業計画について
【資料第4-1号～4-2号】
- (3) 地域生活支援拠点の課題について
- (4) 事業報告及び課題についての質疑

5 その他

(参考資料)

- ・文京区障害者地域自立支援協議会委員名簿
- ・文京区障害者地域自立支援協議会要綱

文京区障害者地域自立支援協議会について

1 設置目的

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 89 条の 3 第 1 項の規定に基づき、障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように、関係機関等と連絡を図ることにより障害福祉に関する課題について協議を行い、地域の障害者等を支援する方策を総合的に推進していくことを目的として設置する。

2 設置時期

平成 20 年 3 月

3 協議会検討事項

- (1) 障害者相談支援事業等に関すること。
- (2) 地域の関係機関によるネットワーク構築等に関すること。
- (3) 障害者相談支援事業等に携わる者の能力開発に関すること。
- (4) 権利擁護の取組に関すること。
- (5) 就労等社会生活の支援に関すること。
- (6) その他地域の障害福祉の増進に関すること。

4 会議運用

(1) 会議の公開

文京区障害者地域自立支援協議会は、原則、公開の会議とする。

(2) 傍聴者の定員及び受付方法

傍聴者の定員は、会場の規模に応じて決定する。傍聴者の受付は、会議開催の当日に会場において先着順に行う。

(3) 会議記録の取扱い

- ・ 障害者地域自立支援協議会（親会）においては、会議録を作成し、会議名、開催日時、開催場所、出席委員氏名、発言内容、その他必要と認めた事項を記載する。
- ・ 各専門部会においては、要点記録方式とする。
- ・ 会議記録及び要点記録の作成に当たっては、その内容の正確を期すため、出席した委員全員の確認を得るものとする。

なお、確認手続を経た会議記録及び要点記録は、行政資料として、資料と併せて行政情報センターに配架するとともに、区ホームページに掲載し、公開する。

(4) 委員の代理出席

委員の代理出席は、認めない。

令和 6 年度第 2 回障害者地域自立支援協議会全体会 報告

1 開催概要

日時：令和 7 年 2 月 1 7 日（月） 1 0 時から 1 2 時 3 0 分まで

会場：区民センター 2 A（文京区民センター 2 階）

2 周知方法

区電子申請フォームまたは電話、メールにて受付

- ・区報掲載（2/10 号）
- ・区ホームページ掲載
- ・チラシ配布（専門部会員、区内事業所、相談員、障害者団体、差別解消支援地域協議会）

3 来場者数

親会委員 22 名、障害当事者部会員 6 名、傍聴 63 名

<傍聴内訳>

事業所職員 8 名、障害当事者・家族 9 名

民生・児童委員、町会 30 名

専門部会委員 12 名、その他 4 名

4 発表内容

1 開会

- ・挨拶・自立支援協議会全体会の趣旨説明 →高山会長より

2 議題

- (1) 区の現状・制度説明 →障害福祉課より

- (2) 専門部会より活動発表 →各部会長より

- ・相談・地域生活支援専門部会
- ・就労支援専門部会
- ・権利擁護専門部会
- ・子ども支援専門部会

- (3) 障害当事者部会の取組

- ・障害当事者部会活動発表 →当事者部会長、事務局より
- ・防災体験について →当事者部会員より
- ・グループホームでの暮らし →当事者部会員より
- ・障害当事者部会員よりコメント →当事者部会員 3 名より
- ・トークセッション →高山会長、志村副会長、各部会長、民生委員 4 名より

以上

令和6年度全体会報告

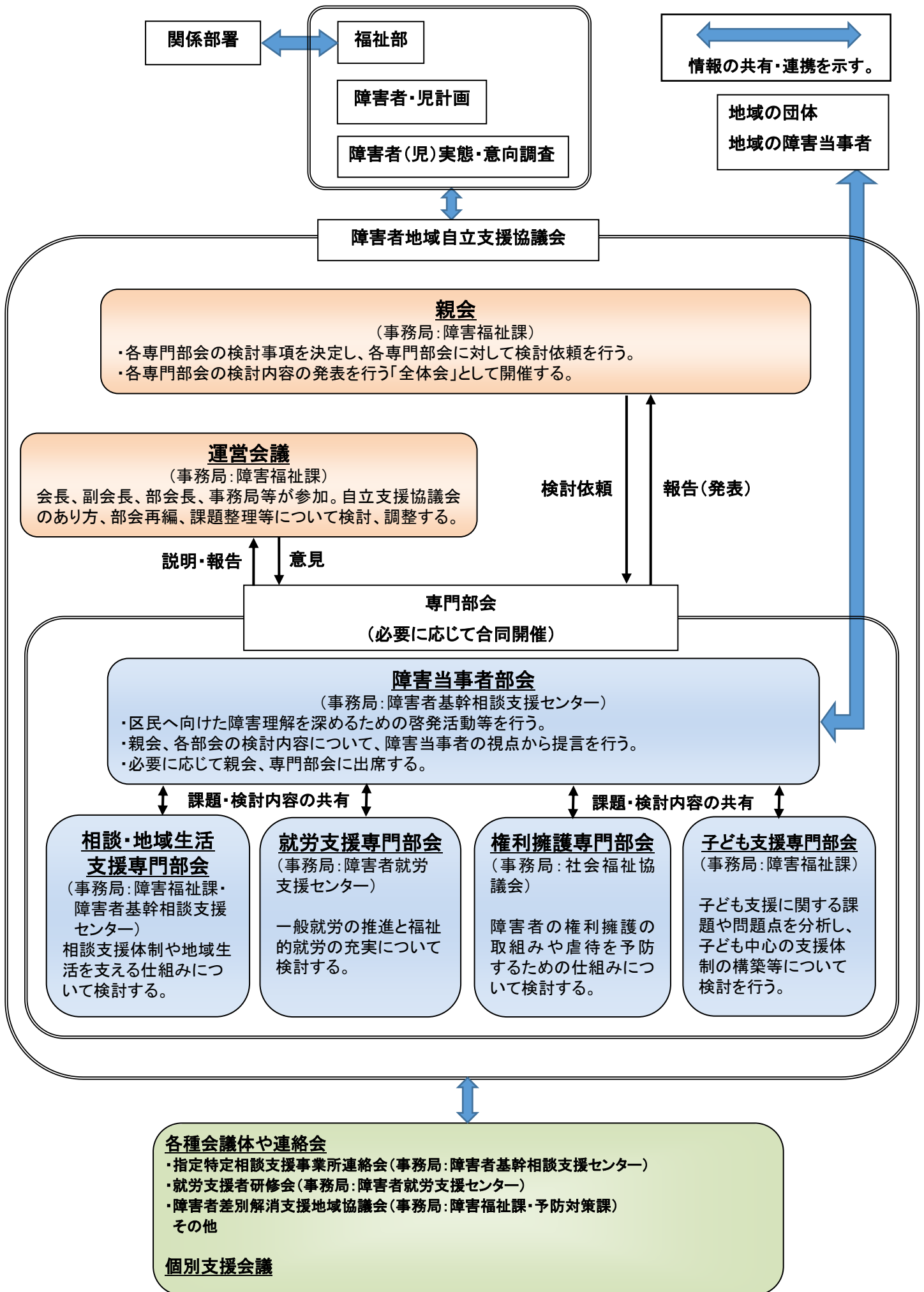
【資料第1-3号】

番号	評価	感想	所属
1	大変良かった	文京区の資源をいかにうまく機能させていくのかについて、各専門部会が”切れ目のない支援”という1つのテーマで話し合っ共有できるよい機会だと思いました。各専門部会の取り組みがよくわかり、当事者を介して”つながる”ことができるよう活動していきたいと考えました。	区内事業所
2	大変良かった	障害当事者の方のお話、報告がとても詳しくお話ししてくださってすばらしいと思いました。こういう機会を与えてもらえて感謝しています。	民生・児童委員
3	大変良かった	発表内容、テーマが盛りだくさんだった。文京区の基本的な情報を伺ったうえで様々な分野に展開されるのは良かった。	
4	大変良かった	具体的なBookletなどがあればありがたいと思いました。	障害当事者・当事者団体
5	大変良かった	大変中身の深いお話と事例、活動内容等本当に学びました。今後の活動に生かせるように努力して参ります。	民生・児童委員
6	大変良かった	全体会なのでそれぞれの部会の活動の報告内容を聞けてとても良かった。なかなか接点を持つことができずに会えない民生委員の方々の話を聞いて活動をより知れたことは良かったなと思います。	障害当事者・当事者団体
7	大変良かった	文京区には社会資源が充実していて、当事者のことを考えていただいているのがとてもうれしく思っています。これからも当事者部会で意見交換したいです。ありがとうございました。	
8	大変良かった	高山先生のお話はわかりやすく、大切な「社会モデル」の遂行の根幹の部分なので、とても学びになり、確認の機会になりました。当事者（という呼び方も、本当は検討したらよいと思うのですが、何を、だれを基準とした”当事者””当事者でない”？）の方のお話は、なかなか聞けないので、貴重でした。手話通訳の方の位置は、より中央でより高い位置が見やすいと思います。 時間配分がタイトで、部会によっては急ぎ足の報告となってしまい、少々残念でした。（ゆっくり、しっかり拝聴したかったです）	区内事業所
9	大変良かった	防災は施設でも取り組んでいる内容でしたので、今後何をすればよいか参考になりました。引き続きチェックシートも楽しみに待っています。早く使わせてもらいたいです。	区内事業所
10	大変良かった	民生委員の参加は、防災、児童、もちろん高齢も含めて、課題解決には良かったと思います。障害者が部屋を借りたい時、間口が狭くなるのは発災リスクを考えてのことなのか（火の不始末等）権利として捉えた場合どんな問題があるのか掘り下げるのも、外からのホッネも探ってほしい、まとまりませんが。	区内事業所
11	大変良かった	当事者の方たちとお会いしてお話を伺うことは大変勉強になります。幸いにも私の町会（向丘弥生）は町会長が民生委員の活動にも協力してくださり、今回の全体会にも出席しています。ご高齢の方、障害をお持ちの方も楽しく生活できる地域づくりの少しでもお手伝いできればと思っています。交流の大切さを改めて考える機会を与えていただきありがとうございました。	民生・児童委員
12	大変良かった	障害者の方やすべての人が平等に共存していく為に多くの方が話し合っている事を知れた。もっともっとバリアフリー（すべてにおいて）になれるよう、日頃より気にしながら生活していきたいと思いました。	
13	大変良かった	お互いに顔の見える関係づくりの必要性を改めて感じました。また、区内には日本語が理解できない海外籍の方が増えているので、そのフォローの大切さも感じました。	町会
14	大変良かった	切れ目ない支援を目指す上で、「横の切れ目」をつなぎ目に変えていく点で大切な協議会だったと感じました。	
15	大変良かった	縦割り、制度のはざまについては、支援者でも困難に感じるケースがあります。当事者を中心に据えて、ネットワークを作るのは自然であると思います。支える支えられる側を作ってしまう支援の考え方を変えていけるように努めていきたいと思いました。	
16	大変良かった	本日はありがとうございました。ホームに入居されているメンバーの発表があり出席させていただきました。個人的には、直接協議会の活動に関わっていなかったり、研修等にも参加していなかったため、この場で各部会などの活動内容を聞くことができ、知らなかった事等もあり、とても勉強になりました。機会があれば、また参加したいです。	区内事業所
17	大変良かった		区内事業所
18	大変良かった	どうかアンケート結果を発表お待ちしております。ポスターにして図書館に掲示していただけないか？障害の有る方がよくいらしています。アンケートを実施してくださってありがとうございます。会議の場で発言は勇気がでなくても、全員にチャンスを与えて感謝しております。ありがとうございます。会議の最後に女性の方が虐待等について話されていました。私も体験しました。勇気ある発言で私に力をもらえました。ネガティブな内容であっても発言できる会議になっていってほしいと思いました。どうかよろしくお願いいたします。	
19	大変良かった	皆、貴重なお話しなのですが、内容が盛りだくさんなので、絞ってゆっくりお聞きできるとより良い会になると感じました。ありがとうございました。	
20	大変良かった	専門部会だけでは見えない課題や活動を知ることができました。 (3)障害当事者部会の取組について 当事者の方々の発表に、もう少し時間の余裕が欲しかったです。	民生・児童委員

21	大変良かった	・自立支援協議会にて取り組んでいる全体像が良く見え、とても勉強になりました。 ・防災及び業務継続計画への取り組みとして、発災時及復旧について、区内有志で、シュミレーション訓練を行えると、より具体的な文京区にて取り組む課題が見えてくるのかと思いました。 ・区の現状の報告について、席上資料とは別に、投影用のスライド資料があるとより見やすかったのかと思います。 ・精神障害者は、手帳の所持者数に加えて、自立支援医療を利用している件数が記載されると、実態がよりつかみやすいかと思いました。また、難病についても、医療費助成を受けている件数などが記載されると、難病罹患者がどの程度いらっしゃるのかなど、現状を認識していただき易いかと思いました。 ・P1 障害福祉サービスについては、GHや入所施設については、区内外が記載されると、より現状が認識していただきやすいかと思いました。 ・P1、P4地域生活支援事業を記載するのであれば、障害者相談支援事業の実施事業者を記載した方が、どこが実施しているのかわかりやすいかと思いました。 ・P4 計画相談支援のセルフプランの件数についても、記載があると現状がわかりやすいかと思いました。 ・成年後見制度利用ガイド内の、ライフステージのページの年齢の部分が、青地の黒字なので、少し見づらい方も居るのではないかと思います。青地にグリーンがかった色で、もう少し見やすいようにしてほしいです。	区内事業所
22	大変良かった	各分野(部会)の活動報告が、意欲的な取り組みの実践報告のようで、聞き応えがありました。 高山先生のお話は、協議会の趣旨が分かりやすく説明され、能登の震災・豪雨を例示されたことで、災害でも弱者の安全を保障するのが大事なことを示され、今回の方向付けを明確にできたのはよかったです。 また当事者部会の報告や、当事者さんのお話も、本人の立場に置き換えて考えるとどうなのか、という視点を再認識し、有意義でした。今後も支援者や行政側とは違う発信をしてもらいたいと思います。 このような参加の機会をいただけたこと、事務局の皆様にもお礼申し上げます。	その他
23	大変良かった	高山先生の包括的で今後の指針となるお話と、現場の活動を知ることができとても勉強になりました。特に民生委員の皆さんの活動は不勉強だったので、もう少し詳しく活動を知りたいと思いました。 困難を抱える人を見守る社会資源についての知識を増やし、利用者さんの希望する自立した生活を実現できるようになりたいと考えています。	区内事業所
24	大変良かった	R6年度のテーマは「防災」と言う事で、1/17の当時者部会「民生委員との交流会」に参加させて頂き、発災時の民生委員の活動を紹介させて頂きました。 今回その事をお話しするつもりでしたが、壇上最初に指名され慌ててしまい、上手く話せませんでした。 専門部会の活動発表は、どれも解り易くお話し頂きました。 今回、民生委員障害福祉合同部会として聴講した30名近い委員もとても良い勉強になったと思います。有難う御座いました。	民生・児童委員
25	大変良かった	内容が濃く、3年間の集大成として、障害福祉についてとても勉強になりました。ですが、あまりにも詰め込みすぎで、各発表者が速足となり、内容理解に追いつけない人もいたのではないのでしょうか。もう少しゆとりがほしかったです。 今回の会では民生委員をととても立てていただきましたので、非常に重圧な役割を感じております。ここのところ、いろいろな場面において「民生委員を頼りに」していただく事がとても多く、正直なところ何でもかんでも民生委員頼りな状況に困っております。私たち民生委員は職業ではなく、仕事でもなく、単なる福祉の活動ですので、あれもこれも頼られるほどスーパーマンではないことをご理解いただきたくよろしくお願いいたします。 1/17の当事者部会における質問等に関して別紙にてご回答いただきありがとうございます。	民生・児童委員
26	大変良かった	内容が盛り沢山でした。所用で退席してしまいましたが、最後まで聴けなくて残念です。当事者の声を直接聴く機会があり、大変良かったと思います。	区内事業所
27	大変良かった	防災についての考え方などを伺えてとても良かったです。また、民生委員の方のお話を伺える機会もあってとても良かったです。 高山会長の支援する側される側という考え方を変えなければいけないという言葉や、連携することの大切さなども伺えてとても良かったです。 大切なお話を伺える貴重な機会でした。	区内事業所
28	良かった	権利擁護における話で出ました、ライフステージ及びライフイベントについての視点が興味深く思いました。子ども支援専門部会の報告では、全ての区民(市民)に通ずる課題と視点をいただいたように思います。「切れ目を繋ぎ目」という考え方について、もっと詳しく知りたいと思いました。また区で策定中の子どもの権利擁護条例との関わりについても知りたいと思いました。	民生・児童委員
29	良かった		民生・児童委員
30	良かった	中身の濃いしっかりとした会でした。民生委員としての役割をしっかりと果たせるように、まわりに目を向けていけたらと思いました。	民生・児童委員
31	良かった	文京区の障害者地域自立支援について、現状を知りたく参加させていただきました。とても参考になりました。は〜と・ピア2の〇〇さんの体験談が素晴らしいかったです。私のハウスでも防災体験をしなければと思いました。	区内事業所
32	良かった	2時間半、途中時間調整をしながら各議題、取り組みを知ることができてとても勉強になりました。ありがとうございました。	その他
33	良かった	障害者の方の自立支援の勉強になりました。民生委員としての関わりを考えさせられました。これからの活動に参考にしていきたいと思いました。	民生・児童委員
34	良かった	自立支援協議会の現在の体系や活動状況がとてもよくわかりました。障害者が地域で生活している場合、多くの支援を受けていることだけでなく、支援を受けながら自立して生活をしている様子や困ったときの相談先など、できるだけ多くの区民に知ってほしい。	障害当事者・当事者団体
35	良かった	どのジャンルにおいても縦割り、連携不足が課題だと感じました。ネットワークづくりの大切さを再確認しました。	

36	良かった	相談・地域生活支援専門部会と権利擁護専門部会で同じようなことを課題に感じ、リーフレット作成しているので、うまく連携できればよいと思った。専門部会間の連携がとても重要と思った。	障害当事者・当事者団体
37	良かった		町会
38	良かった		障害当事者・当事者団体
39	良かった	資料や説明もわかりやすく、それぞれの部会と協議会、区の状況を知ることができる内容でした。コンテンツが多い為、時間の配分が非常に大変だとも感じつつも昨年から全体的にブラッシュアップされていました。特に就労支援の展示等、今回は休憩時間の都合上、ゆっくりと観ることはできませんでしたが、発表や報告のみに留めないイベントやお祭り感がありました。トークセッションに登壇した方々のやり取りに終始していた印象があり、少し残念でした。会場からの就労する方へのパワハラについての意見も重要なことだと思いました。当事者部会の発表とトークセッションが地続きの議論という印象が少なく、一幕開けた次の議題という印象もありました。登壇と会場に分けずに会場のみであった方が、一体感や会場からの意見が出やすかったのかなと思いました。	区内事業所
40	良かった	支援の連帯がとても大切な事が良くわかりました。	民生・児童委員
41	良かった	障害者を取り巻く環境や、問題点が色々と学習できました。	民生・児童委員
42	良かった	困った時に相談出来る窓口が複数あることは良いことだと思う反面、結局どこに相談すれば良いのか迷ってしまう…という悩みも出てきてしまうと感じまし	
43	良かった		
44	普通	障害にもいろいろな種類があり、また、その障害の程度も段階がある(軽度～重症)。全体で話をする、わからなくなってしまう。それぞれの内容につき、対応を考えないと話がまとまらないのではと感じた。例えば、目の不自由な人と脚が義足の人とでは話す内容等全然変わってくる。私としては知的障害の方が一番問題多いのではないかと思います…	町会
45	普通	時間の割り振りを明確にしておいた方が良いと感じます。やはり、一年間の活動報告ということであれば、各々の専門部会に均等な時間を割り当てるべきであると考えます。改善を求めます。	

令和7年度 文京区障害者地域自立支援協議会 組織図（案）



令和7年度 障害者地域自立支援協議会スケジュール(案)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
自立支援協議会 (親会)			第1回				当初は12月頃の開催を予定していたが、全体会とのスケジュールを見て、調整する。				第2回 (全体会)	
運営会議		第1回						第2回				
障害当事者部会				第1回		第2回				第3回		
専門部会												
相談・地域生活支援専門部会				第1回		第2回			第3回			
就労支援専門部会				第1回		第2回			第3回			
権利擁護専門部会				第1回		第2回			第3回	全体会に資料提出が間に合うよう、各専門部会は会議を開催		
子ども支援専門部会			第1回	第2回		第3回			第4回			

文京区障害者地域自立支援協議会の検討状況等

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
親会			
	委員委嘱(3年任期)		
			全体会の実施
	運営会議で優先事項として決定された、 専門部会からの報告に対する協議	全体会の実施	障害者・児計画事業実績の評価
相談・地域生活支援専門部会	相談支援専門部会	部会統合	
	全年代における切れ目のない支援についての課題整理	暮らしをサポートする仕組みについて検討	
	地域生活支援専門部会	優先協議課題の議論 (合同開催)	支援を円滑に引き継いでいく方法について検討
	居住支援の課題について検討		引き継ぎチェックシートの作成
就労支援専門部会			
	就労を通じた社会参加を促進するため、職場体験、チャレンジ雇用等、多様で柔軟な仕組みの検討		
	障害者就労支援ハンドブック活用についての検討	令和6年度地域支援フォーラム企画検討	
	週20時間未満の働き方についてアンケートの実施	週20時間未満の働き方についての事例を通じた検討	就労選択支援について検討
権利擁護専門部会			
	成年後見制度、意思決定支援のあり方など、障害者の権利を守る仕組みの検討		
	権利擁護支援連携協議会との連携についての議論	ケースを通じたライフステージにおける 意思決定支援について事例検討	成年後見制度利用ガイドの作成
	権利擁護に関するパンフレットの検討		
障害当事者部会			
	相談支援専門部会、地域生活支援専門部会から 優先協議課題の説明、意見交換	「心のバリアフリーハンドブック」改訂案について 意見 交換	防災について体験・検討
	民生・児童委員協議会との交流会	部会委員による各専門部会傍聴、ボランティア活動の 実施、発表	民生・児童委員協議会との交流会
子ども支援専門部会		部会新設	
	部会設立にあたっての検討・協議	産前から小学生までの切れ目のない支援について ゲストスピーカーを交えながら意見交換	教育と福祉が協働するための研修会を実施

令和 7 年度文京区障害者地域自立支援協議会

各専門部会の検討事項（案）について

令和 7 年度の各専門部会の検討事項は、下記の事項とし、検討事項については、文京区障害者地域自立支援協議会運営会議へ検討の進捗状況等を報告する。

また、年度末には、文京区障害者地域自立支援協議会（全体会）において各専門部会の検討内容の発表を行う。

各専門部会は、検討事項に属さない事項についても、必要に応じて検討するものとする。

記

1 相談・地域生活支援専門部会

相談支援に関する課題や問題点を分析し、相談支援体制のシステムや障害者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制の構築等について調査・研究・検討を行う。

支援を円滑に引き継いでいく方法及び暮らしをサポートする仕組みについて検討する。

2 就労支援専門部会

就労に関する支援内容等についての調査・研究・検討を行う。

就労選択支援事業の実施に向けて研究、検討する。

3 権利擁護専門部会

権利擁護に関する課題や支援のあり方についての調査・研究・検討を行う。

権利擁護の意識醸成および制度の利用促進、並びに関係機関との連携について検討する。

4 障害当事者部会

障害理解を深めるための啓発活動等についての検討を行う。

他専門部会や関係団体等と協働して開催し、障害当事者の視点から障害福祉に係る諸課題について検討する。

5 子ども支援専門部会

子ども支援に関する課題や問題点を分析し、「ライフステージに応じた切れ目」ない「子ども中心の支援体制」の構築等について検討を行う。

子ども支援に関する福祉、教育、保健及び家庭支援等の関係機関による相互理解・連携の促進を図り、子どもの特性理解に基づいた切れ目ない支援の課題について検討を行う。

令和6年度 文京区障害者地域自立支援協議会 相談・地域生活支援専門部会 活動報告

【資料第2-2号】

検討事項

支援を円滑に引き継いでいく方法

暮らしをサポートする仕組み

令和4年度には、相談支援専門部会と、地域生活支援専門部会が合流。それぞれの課題であった「切れ目のない支援」と「居住支援」が整理され、令和5年度から、この検討事項に取り組んでいます

支援を円滑に 引き継いでいく方法

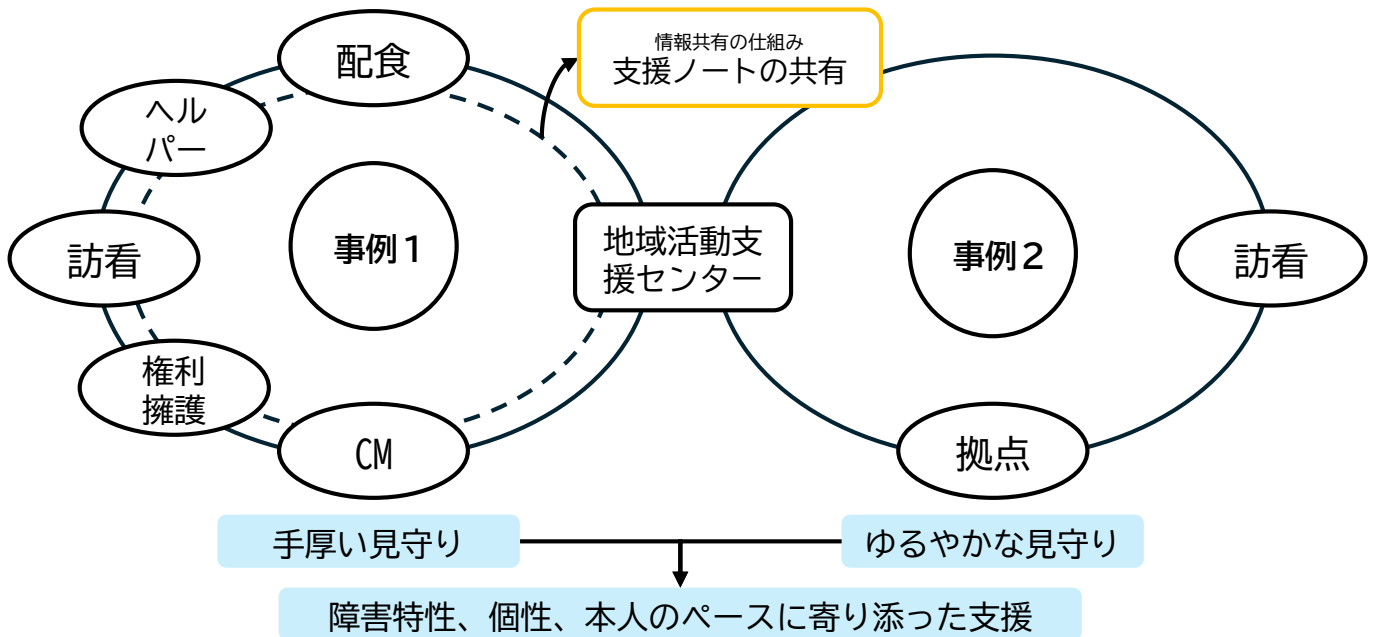
障害がある方が65歳を迎え、障害福祉サービスから介護保険サービスに移行する際に困らないために、『引継ぎチェックシート（仮）』の作成を目的に、ワーキンググループを発足。

メンバー構成は、委員から有志で6名の方。令和5年度1月から意見交換を開始。自立支援協議会の中では、回数と時間が限られているが、ワーキンググループという形でより充実したコミュニケーションが取れ、案内方法や知らない情報など新たな気づきがありました。

引継ぎチェックシート（仮）は、現在、所管課の皆様へ、記載内容を精査していただいております。完成後は、成果物を元に、正しい知識を周知することを目的とした研修の場を設けていく予定です。

暮らしをサポート する仕組み

地域の事例を二つ取り上げ、地域活動支援センターの職員の方に、ご報告いただきました。その後、グループワークを行い、精神障害がある方の、地域での暮らしぶりや支援者の関りの姿勢について理解を深めることが出来ました。



～～文京区障害者・児計画への評価～～

生活の場

地域移行・地域定着

相談支援

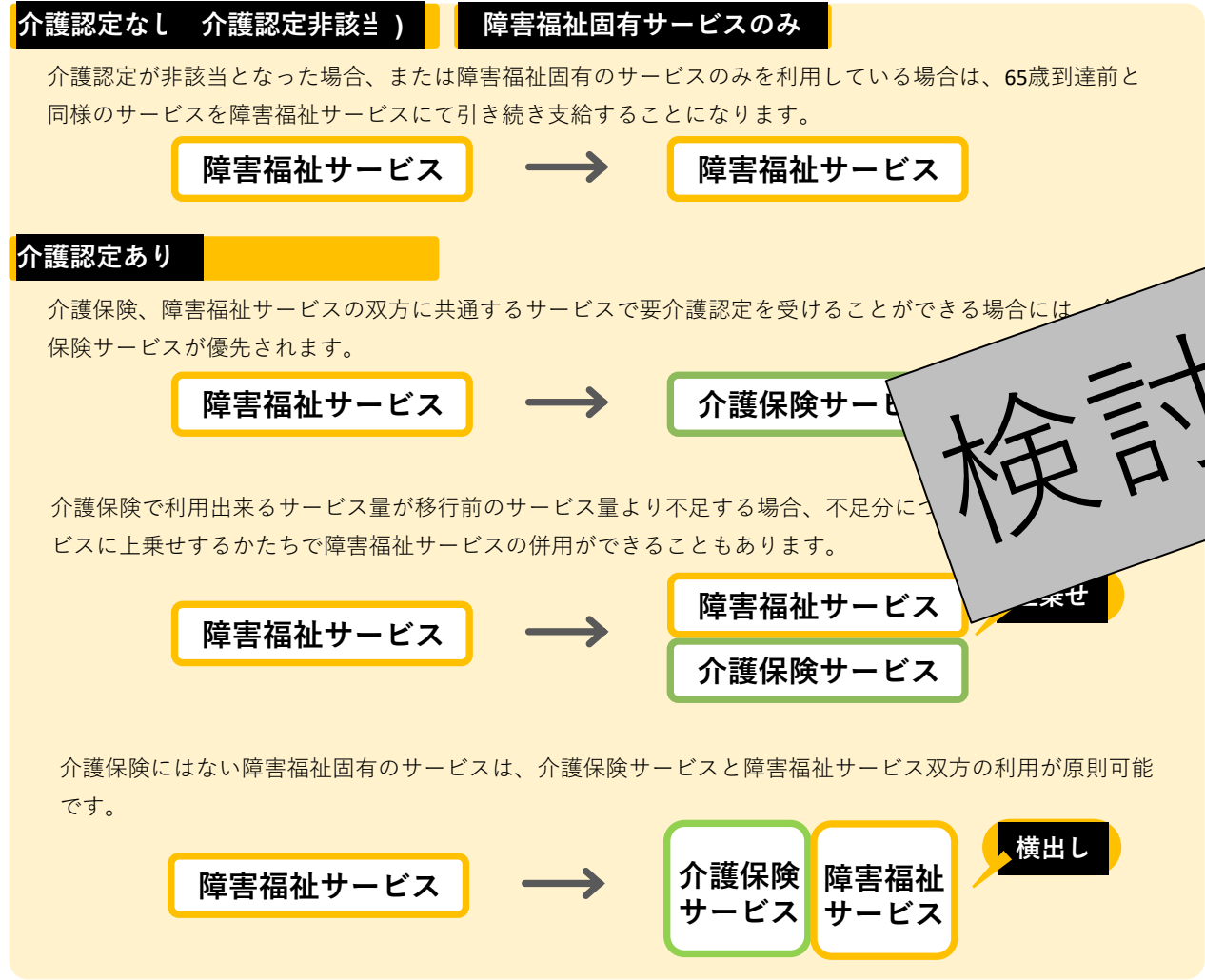
この三つの項目について、意見交換を行いました。次期の計画策定に向けての大事な話し合いの場となりました。

検討用

障害福祉サービスから 介護保険サービスへの 移行手続きについて

検討中資料

移行手続きに関するイメージ図



費用について

介護保険サービスにおいては、原則としてサービスにかかった費用の1～3割の利用者負担が発生します。ただし、生活保護世帯の場合、介護保険サービスの利用者負担額は生活保護の介護扶助から支給されるため、原則として本人負担はありません。

行政窓口 ※ 障害福祉サービスの場合、障害種別によって担当窓口が異なります。

知的障害	障害福祉課 知的障害者支援係	(03-5803-1214 ・ 区役所 9 階)
身体障害	障害福祉課 身体障害者支援係	(03-5803-1219 ・ 区役所 9 階)
精神障害	予防対策課 精神保健担当	(03-5803-1847 ・ 区役所 8 階)

さんの概要

- 身体障害者手帳1級（視覚障害）
- 障害支援区分2
- 精神障害者保健福祉手帳 3級
- 所得区分 非課税世帯

これまで利用していた障害福祉サービス

- 居宅介護 月10時間（調理、掃除、洗濯等）
- 同行援護 月40時間
- 就労継続支援 B 型

移行後の状況

- 居宅介護 → 介護保険サービス（訪問介護）へ移行
- 同行援護 → 継続して障害福祉サービスを利用（障害福祉固有であるため）
- 就労継続支援 B 型 → 継続して障害福祉サービスを利用（障害福祉固有であるため）

利用者負担

- 障害福祉サービスは、非課税世帯であれば、利用者負担額は0円。
 - 介護保険サービスは、課税・非課税に関わらず、利用料金の1～3割を負担することになります。
- A さんの場合は、障害福祉サービスで継続利用とならないサービス（居宅介護から移行した訪問介護）について利用者負担額が生じます。

介護保険移行後も変わらずに利用できそうで安心した。でも、負担額が発生するみたいね。



就労支援専門部会 情報・課題共有

令和6年度の活動

検討事項：「共生のための文京地域支援フォーラム実行委員会など関係機関と連携を図り、障害のある方の就労について周知啓発の検討を行う。」

（1）令和5年度において、「就労」をテーマに実施する予定である第20回共生のための文京地域支援フォーラムへの協力依頼を就労支援専門部会に頂いた。

令和6年度は、地域で多くの障害のある方が就労していることを、区内広く周知すると共に、「就労」の主役である「働いている人」と「企業」にスポットライトを当てた企画内容を検討し、運営協力を行った。

（2）令和7年10月から始まる就労選択支援事業について、区内の実施体制の整備やスムーズな制度開始に向け、情報提供と区内の現状の把握を行った。

（実施内容・課題）

【第20回文京地域支援フォーラム】

1) 講演会（働いているご本人・企業・支援担当者が登壇） 2) 区内企業のパネル展（11社） 3) 区内福祉事業所（26事業所）/当事者から働くことへの思いや希望のメッセージ（52名）のスライドショー 4) 文の京ハートフル工房販売会の同時開催

【就労選択支援事業】

- ・特に特別支援学校在校生の就労選択支援事業利用にあたる流れや現行の就労アセスメントとの兼ね合い
- ・アセスメントの課題（事業で想定されているアセスメント期間1ヶ月でアセスメントが仕切れるかどうか）
- ・地域体制の整備の課題（就労選択支援事業実施予定事業所がまだないこと、相談支援事業所との連携について）

令和7年度の就労支援専門部会について

就労選択支援事業の地域体制、仕組みの整備検討を行うとともに、地域、福祉の枠を超えた横の関係構築から地域のネットワークの強化とアセスメント力の向上を図っていく。

⇒障害のある方がより質の高い就労のアセスメントが受けられるように！

【令和元年度】

知的障害関係親の会の方との成年後見制度の勉強会・意見交換を開催（講師：司法書士）。

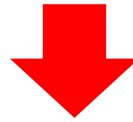
【令和3年度】

当事者部会委員の体験談の発表から意思決定支援を考える（当事者部会との合同開催）。

【令和4～5年度】

成年後見制度の相談・利用のタイミングの難しさ等の課題から、地域で権利擁護を支える「仕組み」を、「ライフステージ（ライフイベント）における必要な支援とは」という視野に広げる。

様々な背景を持つ部会員からの事例を基に共通認識を図りつつ、必要な支援や相談支援体制、意思決定支援について考える。



令和6年度
活動内容

必要な支援や相談支援機関につながるようなツールを検討。

まずは支援者を対象とし、成果物は既存の制度や関係機関のパンフレット等に掲載、挟み込む形での利用を想定。

ライフステージ及びライフイベントについては、経験しておいた方がいいこと、利用できる事業、成年後見制度の必要性、準備検討のタイミング等を可視化するための項目の精査、実際の事例の集約にて成果物『「生活の変化」から考える成年後見制度利用ガイド』の案を作成。

今後の
課題について

- ・「成年後見制度利用ガイド」の活用について
- ・「意思形成」「意思表出」「意思実現」のプロセスの中での、「意思決定支援」のあり方や取り組みについて

コラム①： 親の高齢・入院で今後のことを考えた



親と暮らしていたご本人。金銭管理は親が行っていて、決断の時も親と相談してきた。親が高齢になり入院したことをきっかけに、グループホームに入居。決められたお小遣いを使う事は出来たが、全体の金銭管理は難しい状況。地域福祉権利擁護事業※の利用を開始し、日常的な金銭管理の支援を受けている。決断の時には今までのように親に相談することに加え、支援者にも相談しながら意思決定を行っている。

コラム②： 地域福祉権利擁護事業から後見制度へ



知的障害・精神障害がある実家暮らしのご本人。地域福祉権利擁護事業を利用し、定期的にご本人に代わり銀行へ行き、生活費をおろして届けてもらう支援を受けていた。親が亡くなり、相続手続きや名義変更の必要性が生じたため、地域福祉権利擁護事業から成年後見制度の利用へと引き継いだ。ご本人が後見人へ直接言いづらいことは、ご本人との付き合いが長い障害サービスの支援者が間に入って伝える等、チームとして支援している。

コラム③： チーム支援で後見制度の利用へ



実家で一人暮らしの方。何かしらの疾患がありそうだがご本人には病識がない。ライフラインが止まり、生活が成り立たず近隣住民から相談が寄せられていた。近隣住民、行政、障害サービス支援者等で案を持ち寄り、後見制度の利用方針となった。選任された後見人を含む支援チームでの継続的な働きかけにより、徐々にライフラインが復旧し、最低限度の生活が成り立つようになってきた。まだまだ課題は多いが、徐々に支援者を増やししながら、ご本人の気持ちに寄り添い、チームでの支援を継続している。

※地域福祉権利擁護事業とは？

ご本人が社会福祉協議会と契約を結び、福祉サービスの手続等や、日常的な金銭管理について支援する事業です。（詳細は、文京区社会福祉協議会にお問合せください）

「生活の変化」から考える 成年後見制度利用ガイド

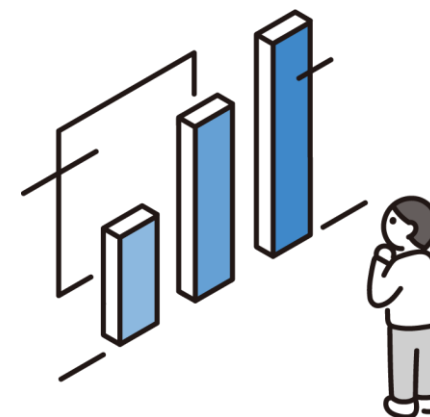
支援者・サポーター向け



「成年後見制度」の利用について検討するのはどのようなタイミングなのか？
それはきっと、生活に「変化」が生じた時ではないでしょうか。

ご本人とご家族、支援者が、成年後見制度活用を含めた生活について検討できるよう、それぞれライフステージやライフイベントで考えられる変化や観点を表にしました。

ぜひ相談・支援の一助にしてください。





ライフステージ

主に知的障害のある方は、ライフステージをベースに、ライフイベントも見てみてください



卒業・進路
／成人

親の高齢化・家族の病気
／親亡き後

高齢期

【制度・支援者の変化】
●卒業後の相談先
●進路
●賃金・手当の管理

【親亡き後へ】
●身上保護(法律面・福祉面)
●財産管理・相続・収入確保
●暮らしの場
●親や家族の介護

【制度・支援者の変化】
●介護保険制度優先
●支援者の変化
●加齢による心身面の変化



特に「児童福祉法」から「障害者総合支援法」へ移行する際、療育・教育・福祉の各分野が切れ目のない支援が行えるよう、各個別支援計画と連携しアセスメントできることが重要と考えます。また、「介護保険法」の対象年齢となった際も同様です。ご本人を中心に、どのように情報共有し支援するか、一緒に考えていきましょう。

制度導入や準備を考えるタイミング



ライフイベント

主に精神障害のある方は、ライフイベントをベースに、ライフステージも見てみてください

「発症」や「生活面に困難さを感じる」などをきっかけに、「入院」「退院」「福祉・医療サービスの導入」「転職」「結婚・出産・子育て」などのライフイベントで、例えば以下のような項目の変化が考えられます。



住まい

●一人暮らし ●グループホーム ●入所・退所
(退所や退院後の住居の確保や地域生活をスムーズに行っていくための「地域移行支援」の活用)



仕事

●就職(一般就労／福祉的就労など)
●離職 ●転職(就労先の変化／就労形態(一般就労⇄作業所など)の変化)
●就労支援・就労継続支援 ●自立訓練・生活介護 ●定年後の地域生活



契約

●18歳(成年)より保護者の同意なしに契約などができるようになる
(未成年者取消権が認められない)



お金

●収入(給与／年金／手当など)の確保・管理・手続き
●支出の管理・手続き ●財産管理 ●相続



家族

●親や兄弟姉妹などの住まいの変化(独立・就労関係・婚姻関係)
●親や兄弟姉妹などの体調面での変化(病気やケガ) ●親亡き後



どのようなことが起こるか？
どのようなことが必要になるか？

相談支援機関・権利擁護センターへ相談

各ライフステージやライフイベントにおいて、適切に制度が利用できるようにするためにできることは何か？
また、事前に準備することで、各ライフステージやライフイベントで、ご本人と一緒に考え決められること、ご本人が事前に経験しておくことで選択肢が増えることが考えられます。また、そのことが意思決定支援にもつながります。

ぜひ相談支援機関・権利擁護センターと一緒に考えていきましょう。



相談支援機関や権利擁護センターにご相談があった例を、裏面にコラムとしてご紹介します。

成年後見制度とは？

認知症や知的障害、精神障害等で判断能力が十分でない状態にあり、財産管理や契約をはじめとする法律行為を行う事が難しい場合や生活上の支援が必要な場合に、本人にとって不利益が生じないよう、法律や生活面に配慮しながら支援する人(後見人等)を定め、本人を支援・保護する制度です。

子ども支援専門部会 情報・課題共有

令和 6 年度の活動

令和 5 年度の議論から、3 つの課題が抽出された。

- ①支援者の縦横連携→子どもを中心とした顔の見える関係の構築。
- ②保護者支援→支援の不足、保護者への働きかけ、敷居の低い相談の場。
- ③情報共有→保護者の同意を得たうえで個人情報を含む情報の共有。

令和6年度は、顔の見える関係づくりに向けて、研修会の実施を企画した。

令和 6 年度研修会「切れ目のない支援を実現するために～教育と福祉の連携と課題～」

話題提供・質疑応答、グループワーク

参加者合計 98 名(教育関係者 38 名 教育センター19 名 福祉事業所 29 名 その他 12 名)

研修会でわかったこと(課題)

➤横(分野ごとの支援)の切れ目

- ・教育・福祉・医療の切れ目(アセスメントや支援計画の共有不足)
- ・保護者支援の切れ目:保護者同士の繋がりが少ない
- ・情報の切れ目:制度の周知不足、相談のハードル、民間と公的機関との切れ目
- ・保護者の気持ちと子どもの気持ちの切れ目:保護者の思いが優先され子どもの気持ちが置いてきぼりになる

➤文京区の強み・資源

福祉・相談支援、学校・教育、地域・居場所、保健・医療、家庭や保護者の強み、各分野の専門家など

➤関係機関による相互理解・連携が機能すれば、大きな強みとなる。

顔の見える関係作り:支援者同士の信頼関係がより質の高いサポートを可能に

キーパーソン作り:各機関を繋ぐキーパーソンが一貫してサポート

個人情報を考慮した情報共有の仕組み作り:アセスメントや支援計画を共有

人材育成:研修を通じて支援の質を向上

令和7年度の子ども支援専門部会について

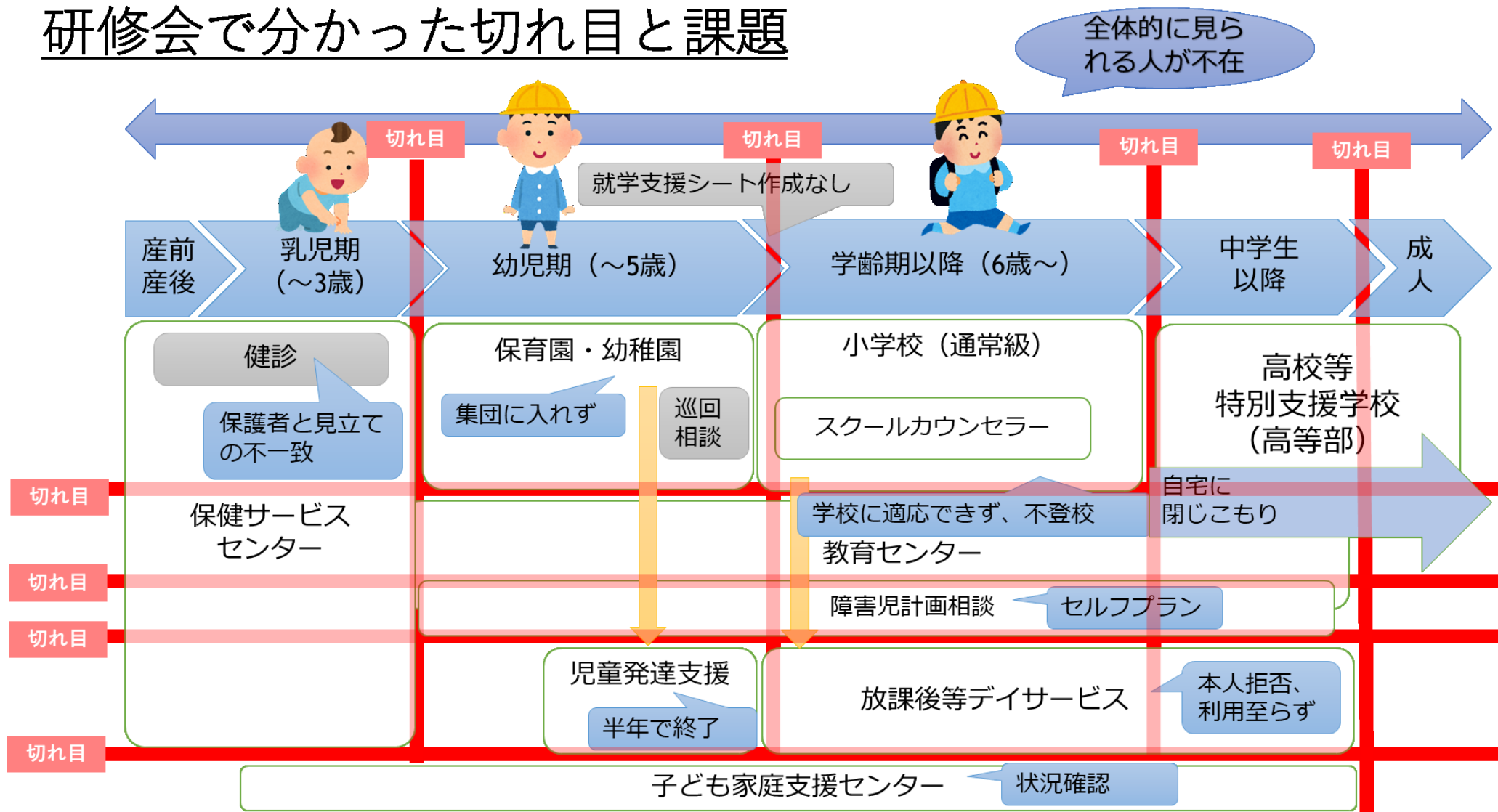
事例をもとに地域課題の掘り下げを行う。

目的・地域課題の明確化と解決策の共有 ・関係者同士の顔の見える関係の強化

・支援の質向上と実践的な学びの場の提供

→縦の切れ目(年齢)、横の切れ目(福祉、教育、医療等)を超えて、多くの方の参加を呼び掛けたい

研修会で分かった切れ目と課題



令和6年度 文京区障害者就労支援センター事業実績報告

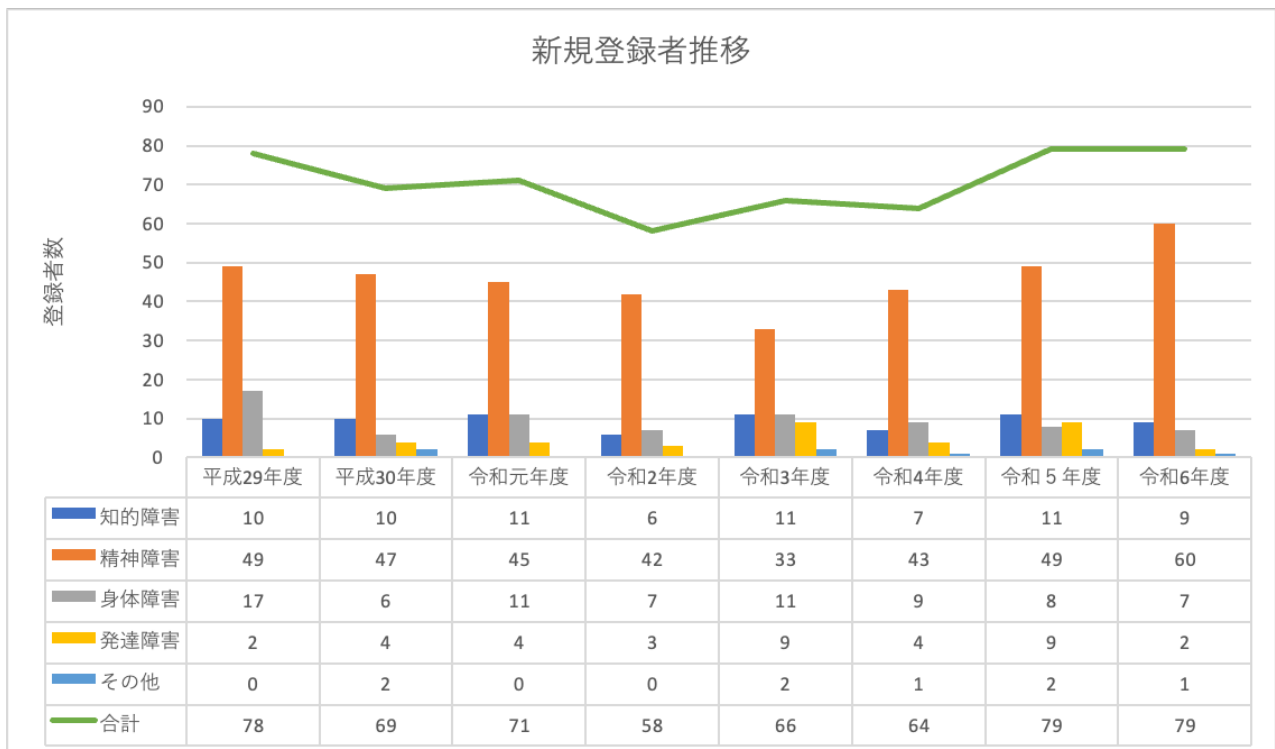
目次

1. 登録者状況
 - (ア)新規登録者の状況
 - (イ)令和6年度登録者状況
 - (ウ)登録者の相談経路
 - (エ)障害福祉サービス利用者（就労移行支援事業・A型・B型）
2. 就労状況
 - (ア)新規就労者・離職者の推移
 - (イ)新規就労者の就労先業種
 - (ウ)実就労者の状況
3. 相談状況
 - (ア)相談内容の状況
 - (イ)相談件数の推移
4. 課題状況
5. 事業実績

1. 登録者状況

(ア) 新規登録者の状況

		令和5年度	令和6年度	増減
新規登録者数	知的障害	11	9	↓ -2
	精神障害	49	60	↑ 11
	身体障害	8	7	↓ -1
	発達障害	9	2	↓ -7
	その他	2	1	↓ -1
	合計	79	79	→ 0



新規登録者数は直近5年間で平均69名、例年おおむね60名から70名で推移しています。
 新規登録者における障害種別の割合は概ね変わりませんが、令和6年度は精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方のご登録が特に多い傾向にありました。

相談の主旨としては、大きく分けると下記の5つに分類されました。

- 1) 求職活動をしたい（障害者雇用求人・一般求人） 2) 転職をしたい 3) 今の仕事で困っていることがあるので支援をしてほしい 4) 就労移行支援事業所の利用をしたい（A型B型の利用を考えたい） 5) 他機関から障害者就労支援センターに相談するように言われた（会社・家族・支援機関など）

(イ) 令和6年度登録者状況

		令和5年度	令和6年度	増減
登録者数	知的障害	192	195	↑ 3
	精神障害	465	515	↑ 50
	身体障害	107	112	↑ 5
	発達障害	26	27	↑ 1
	その他	7	7	→ 0
	合計	797	856	↑ 59



856名のうち約60％にあたる515名が精神障害者保健福祉手帳をもっている、もしくは診断がでている方となっています。尚、54名（精神障害37名、発達障害13名、高次脳機能障害2名、難病患者2名）が手帳未所持者となっています。登録者数は直近5年前(令和2年度)より、1.3倍に増加しています。 転出等に伴う登録解除者がいるため、新規登録者数の人数に比例した増加にはなっていません。

(ウ) 登録者の相談経路

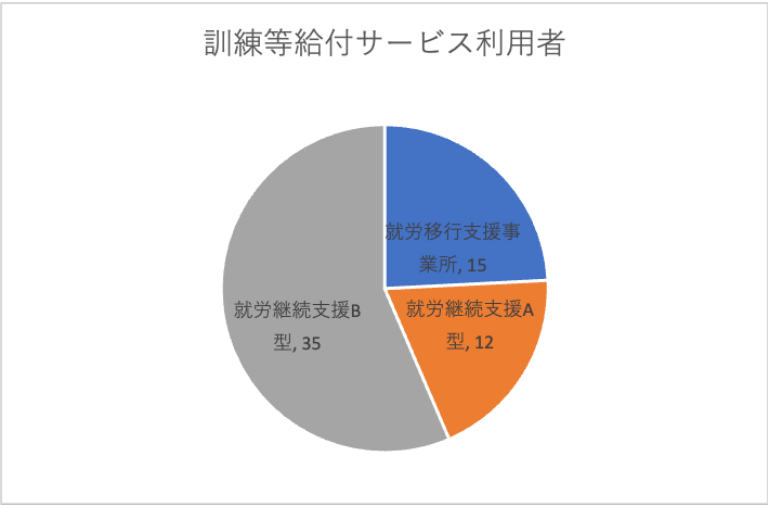
新規登録者種別		人数
①	ハローワーク	26
②	東京障害者職業センター	1
③	特別支援学校(盲・ろう学校含む)	5
④	普通校(大学・短大・専門学校等含む)	0
⑤	就労移行支援事業所	4
⑥	就労継続支援A型事業所	0
⑦	就労継続支援B型事業所	0
⑧	就労定着支援事業所	1
⑨	上記⑤～⑧以外の福祉サービス事業所	6
⑩	医療機関	4
⑪	福祉事務所、区市町村役場等行政機関	9
⑫	直接利用	12
⑬	上記以外	11
合計		79

登録にあたり月2回職業ガイダンスを実施しました。延べ111名の参加申し込みがありました。職業ガイダンスへの申し込みの経緯としては、ハローワークが26件と一番多く、次に直接利用の12件、家族や企業から情報提供があり申込みをされた11件と続きました。

(エ) 障害福祉サービス利用者（訓練等給付サービス利用）

(令和7年度5月現在)

	就労移行支援事業所	就労継続支援A型	就労継続支援B型
利用者	15	12	35

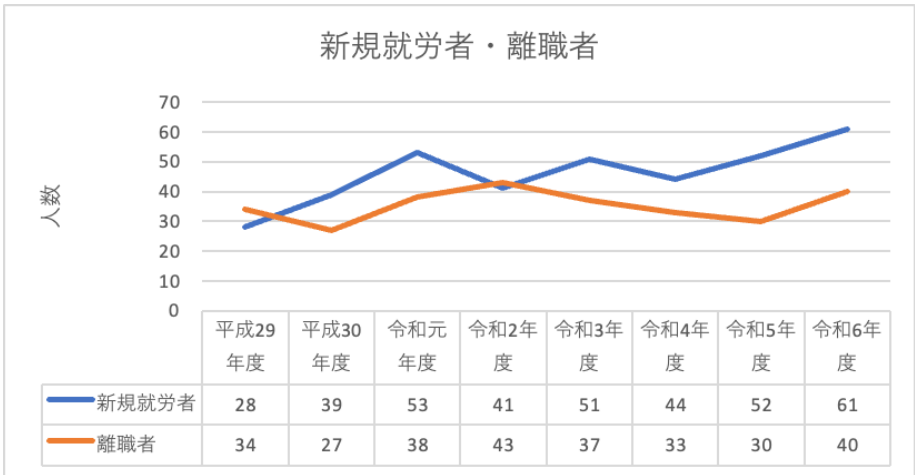


障害福祉サービスの利用、特に就労移行支援事業所やA型B型の利用されている方で計画相談につながっていない方もいます。これから使うサービスや事業所を検討する上で計画相談支援事業の利用を希望された方が、計画相談支援事業の利用ができず、センターで見学同行などサービス利用支援を行うケースがありました。

また、就労定着支援事業から引継をしたケースは9件ありました。

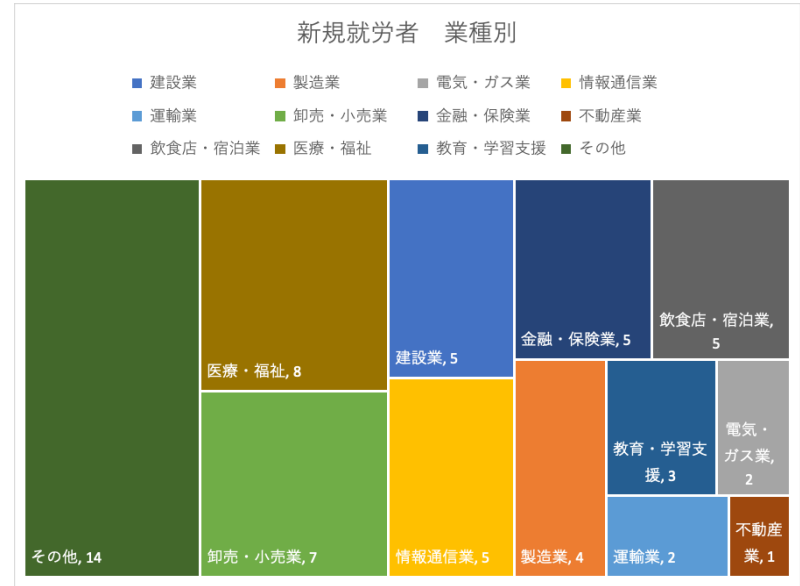
2. 就労状況

(ア) 新規就労者と離職者の推移



令和2年度より、新規就労者は概ね40名から50名、離職者は30名から40名で推移しています。令和6年度は過去8年の間でもっとも就労者が多くなりました。新型コロナウイルス感染症流行下をあけて、売り手市場といった労働市場の情勢や法定雇用率の引き上げ、除外率の引き下げの影響が一因であると考えております。

(イ) 新規就労者の就労先業種



新規就労先の業種順では、
 1. その他、2. 医療・福祉、
 3. 卸売・小売業、4. 建設業、情報通信業、金融・保険業、飲食店・宿泊業となりました。（昨年度実績：1. その他、2. 飲食店・宿泊業、3. 卸売・小売業、4. 建設業）その他に含まれる業種としては、公務部門、清掃業、人材派遣業、クローズ就労などになります。

(ウ) 実就労者の状況

		令和5年度	令和6年度	増減
就労者数	知的障害	126	128	↑ 2
	精神障害	203	227	↑ 24
	身体障害	50	54	↑ 4
	発達障害	11	12	↑ 1
	その他	4	4	→ 0
	合計	394	425	↑ 31

実就労者数は年々人数を増やし、直近5年間（令和2年度）で1.4倍となっています。障害種別では精神障害のある方が令和2年度から約70名ほど増えており、伸び幅が大きくなっています。



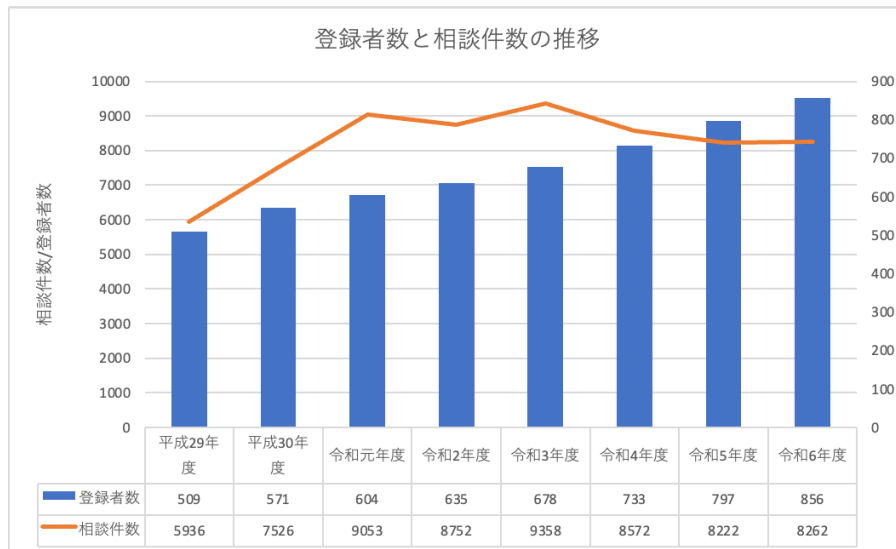
3. 相談状況

(ア) 相談件数の状況

		令和5年度	令和6年度	増減
(相談内訳)	就職相談	1,420	1,441	↑ 21
	就職準備支援	1,940	1,646	↓ -294
	職場開拓	9	7	↓ -2
	職場実習支援	44	125	↑ 81
	職場定着支援	3,051	3,446	↑ 395
	離職関係支援	49	69	↑ 20
	日常生活支援	1,397	967	↓ -430
	不安や悩みの解消	215	324	↑ 109
	豊かな社会生活を築くための支援	73	75	↑ 2
	将来設計相談	24	162	↑ 138
	合計	8,222	8,262	↑ 40

相談件数は、前年度比40件増となっています。相談件数全体の内、職場定着支援と就職準備支援で約6割ほどを占めています。定着支援においては、対面面談、会社への訪問により行っています。相談の傾向として、「今後の働き方に関する不安や悩み」、「利用可能な支援制度や合理的配慮について知りたい」「就職、転職に関する相談」、「就労中、復職に関する相談」、「将来のキャリア形成への不安」の5つが挙げられました。

(イ) 相談件数の推移



概ね8000件～9000件程度を推移しています。現体制による支援マンパワーのキャパシティ付近であると考えられます。

【支援の流れ】

登録にあたっては、職業ガイダンスの参加⇒個別面談⇒登録手続き⇒アセスメント が基本的な新規登録の流れになります。登録した後は、ガイダンス後の個別面談で確認した現状について、具体的に情報収集や整理をしていくとともに、必要に応じて、働きやすさと働きづらさの整理を行い、合理的配慮の作成支援や履歴書・職務経歴書の作成のサポート、企業実習や職業訓練(ハローワークが行っている委託訓練など)のコーディネートを行っています。

また、既に仕事をしている方については、業務内容や職場環境を確認しながら、企業へ伝えている配慮事項の整理、今後の働き方についてキャリア視点も含め相談を重ねています。就労先の企業へ訪問し、職場環境のアセスメントや人事担当、現場担当者へのアドバイスや相談を実施しています。

【相談内容の傾向】

新規相談における最近の傾向として、障害者手帳をお持ちでない方(申請中の方も含む)からの求職のご相談、転職のご相談、クローズ就労(障害があることを企業に伝えないで就労する方法)における支援相談が28名よりありました。障害者手帳をお持ちでない場合は、職場外相談が主となり、働きやすさと働きづらさについてこれまでの仕事のエピソードを伺いながら、障害者雇用求人ではなく一般求人やアルバイト情報冊子などを活用して求職・転職活動の支援を行っています。

2つ目として、年齢が30才以下の方からの新規相談は33名おり、新規相談の42%を占めます。令和5年度は25歳以下の方は19名であり、令和6年度は特に10代20代からの新規相談が多い傾向となりました。就労経験がないまたは少ないという背景から、就職のイメージを持ちにくく、必要な配慮事項も検討する材料が少ないなどの傾向がありました。

3つ目として、令和6年度は高次脳機能障害のある方6名が新規登録をされ、うち3名は復職支援を希望されていました。高次脳機能障害の相談は、数としては少ないものの、令和5年度は2名、令和4年度は1名であることを考えると、増加傾向であると考えられます。高次脳機能障害のある方は、特に特性の個性が高く、また多くの方が中途障害者であることが特徴としてあげられます。受障前の自分とのできることとできないことの比較や葛藤によるうつ症状がでてくることも少なくありません。

新規登録された方の中には生活基盤を整えていくことからスタートが必要な方も多く、区内関係機関とも連携しながら相談に取り組みました。

4つ目として、令和6年度は就労定着支援事業からの引継相談が9件ありました。引き継ぎの課題として、就労定着支援事業より利用終了間際または終了した後の登録となることが少なくなく、ご本人の特性やこれまでの働き方、働きづらさ、職場へ伝えている配慮事項や人的・物的な職場環境のアセスメントなど、支援開始するために一定の時間が必要であることを説明し対応を行っています。

5つ目として、在学、育児、介護をしながらアルバイト就労を希望される方、体調や体力的な理由から週20時間未満の就労を希望する方など、柔軟な勤務時間を希望する相談が増えています。

相談内容の傾向としては、求職活動を希望される方で、「働きたい」と希望はある一方、体調面で安定せず、すぐの就労が難しい状況（1日数時間しか外出できない状態、希死念慮がつよい方、体調不良で面談を定期的に実施できないなど）、65才以上で既存の求人では就職が困難な状態、障害に関する自己理解が充分ない中、就職を繰り返し、離転職が多くなってしまっている状況、家族等の関係において本人の負荷が大きくなっている状況（介護・育児、家庭内DV）など、安定した就業生活のためには、まずは生活面や医療面の支援が必要な方の相談が少なくありませんでした。

そうした相談背景がある中で、必要な医療や保健、生活に関するサービス機関につながっていない、または「相談の必要がない」と利用を希望しない方もいました。早期離職へのリスクや体調への影響のリスクが高いと見立てられる中でも、一方で「働きたい」という思いは強くあり、現状と希望のギャップが大きい状態による困難さへの支援を行いました。

4. 課題・情報提供

1. 就労選択支援事業について

2. 支援について

3. 将来の区内支援体制について

5. 事業実績



(1) 障害者就労支援事業・・・前述

(2) 余暇支援事業

【たまり場】・・・東洋大学白山キャンパス 学生食堂の開催を再開し実施しました。学生食堂閉鎖時には、地域のコミュニティスペース「ワークスペースさきちゃんち」を借り、アフター5の夕食会として計9回実施しました。

【就労継続を祝う会】

継続就労1年、5年、10年、15年の登録者を対象(81名)に障害者就労支援センターとして表彰を行いました。小ホールにて津軽三味線パフォーマンス ピエール小野氏を招き記念行事を実施しました。

【生活講座】

5月31日(金) : 「感じのいい+気持ちのいい人」でモテ度アップ?!・・・「好感度アップ」のきほんのき

6月30日(土) : ソーシャルスキルトレーニング①～対人スキルを磨くロールプレイング1～

8月26日(土) : ソーシャルスキルトレーニング①～対人スキルを磨くロールプレイング1～

10月13日(金) : キャッシュレス＝「みえないお金」に要注意!・・・暮らすためのお金のやりくり」きほんのき

12月9日(土) : 「生活と健口」～健康の入り口は「おくち」から～

3月8日(金) : こまったりなやむときには・・・チカラをかりよう「たすけて!」と!・・・将来の暮らしをかんがえる きほんのき

(3) 障害者雇用体験・実習事業

【庁内インターンシップ事業】

計18件(前年度比1件減)となり、庁内インターンシップ利用者は延べ人数53名(前年度比9名減)となりました。

企業実習は27件実施のコーディネートを行い、うち5名が実習先企業へ就職となりました。

(4) 福祉的就労の充実に向けた支援事業

【文の京ハートフル工房販売会(12回) /連絡会(6回)】

ハートフル工房販売会を区民ひろばにて年12回開催しました。集客向上を図るため、8月・11月・12月・2月に地域の専門学校のご協力をいただき、演奏会やダンスイベントなどイベントを実施しました。ハートフル工房連絡会にて、開催後の振り返りを行い、ハートフル工房販売会の運営開催について検討を行いました。

【開催日】

(販売会)

5月28日(火) 6月25日(火) 7月23日(火) 8月7日(火) 9月17日(火) 10月22日(火)
11月26日(火) 12月9日(月) 12月24日(火) 1月28日(火) 2月25日(火) 3月18日(火)

イベント開催

8月…「Yomiuri Yosakoi Club」読売理工医療福祉専門学校

11月…「カーレット体験会」NPO法人カーレットジャパン協会 ※第20回共生のための文京地域支援フォーラム同時開催

12月…「Lunch Time Concert 2024」尚美ミュージックカレッジ

2月…「Lunch Time Mini Concert」BaritopiArt (バリトピアート)

(連絡会)

5月30日(火) 9月7日(木) 10月25日(水) 12月5日(火) 1月30日(火) 3月27日(水)

【ジョブ～る文京】

年4回(コアメンバー会議含)開催し、区内事業所における共同受注状況や受注作業の分担について検討、共有を行いました。

令和6年7月1日(月) コアメンバー会議

令和6年7月1日(月)

令和7年3月7日(金) コアメンバー会議

令和7年3月7日(金)

(5) 関係機関との連携

【就労支援専門部会】

親会からの検討事項：「共生のための文京地域支援フォーラム実行委員会など関係機関と連携を図り、障害のある方の就労について周知啓発の検討を行う。」

地域で多くの障害のある方が就労していることを、区内広く周知すると共に、「就労」の主役である「働いている人」と「企業」にスポットライトを当てた企画内容を検討し、運営協力を行いました。また、令和7年10月から始まる就労選択支援事業について、区内の実施体制の整備やスムーズな制度開始に向け、情報提供と区内の現状の把握を行いました。

【開催日】

令和6年7月26日(金)

令和6年11月15日(金)

令和7年2月6日(木)

【就労支援者研修会】

区内の主に就労系関係機関を対象に就労関係機関のネットワーク構築、就労選択支援事業をテーマにした研修会を年4回実施しました。

第1回 6月13日(木)

就労支援機関の事業説明 ハローワーク飯田橋 東京障害者職業センター 東京しごと財団
障害者就業・生活支援センター ワーキングトライ 障害者就労支援センター

第2回 10月31日(木)

就労選択支援事業について①

文京区障害者就労支援センター 藤枝

第3回 12月19日(木)

アセスメントツールBWAP2 講習会

明星大学 人文学部福祉実践学科 准教授 縄岡 好晴 氏

第4回 3月25日(火)

就労選択支援事業について②

文京区障害者就労支援センター 藤枝

(6) 障害者就労・雇用の普及啓発事業

【障害者就労支援センター 講演会】

日時：1月31日(金)

場所：スカイホール

講師：いとり社会保険労務士事務所 内川 真彩美 氏

テーマ：「社内制度の整備を通じて多様な働き方を考える～柔軟な働き方に対応する就業規則や職場環境調整のコツ～」

社会保険労務士内川先生より、多様化する働き方に企業側がどのような準備をしていけば良いのか、就業規則から職場環境まで雇用事例なども交えながらお話しをしていただきました。

【広報紙の発行】

下記企業の取材を行い、広報紙を発行しました。

31号及び32号は、2号連続のシリーズとしました。

第31号：「中丸忠雄さん、第一生命チャレンジド株式会社」

第32号：「中丸忠雄さん、ふらっと・だんござか」

第33号：「レバレジーズ株式会社」

就労選択支援事業について

本人の目標に向かって、「今」「どこで」「何を」「どのように」するのか、具体的な方針を整理していく事業。

01

誰が、どんな時に使うサービスなの？

[対象]

1. 就労移行支援又は就労継続支援を新たに利用したい方
2. 就労移行支援又は就労継続支援を現在利用している方

[どんな時に]

就労移行支援又は就労継続支援を新たに利用又は更新する時に使うサービス

02

いつから始まるの？

[いつから]

令和7年10月から開始される。

[利用必須]

令和7年10月からは、就労継続支援B型を新規で利用する場合。(就労経験がある方、50歳以上の方、障害基礎年金1級受給の方を除く)

令和9年4月からは、就労継続支援A型を新規で利用する場合。就労移行支援の標準利用期間を超えて更新する場合。

03

どんなサービス内容なのか

本人の希望・能力・適性に合う就労先や支援サービスを主体的に選べるよう、就労選択支援員がアセスメントと情報提供でミスマッチを防ぎ、多機関連携のケース会議を行い、適切な進路決定を後押しを図る。

01

作業場面等を活用した状況把握
(アセスメント)

02

多機関連携によるケース会議

本人との協同

03

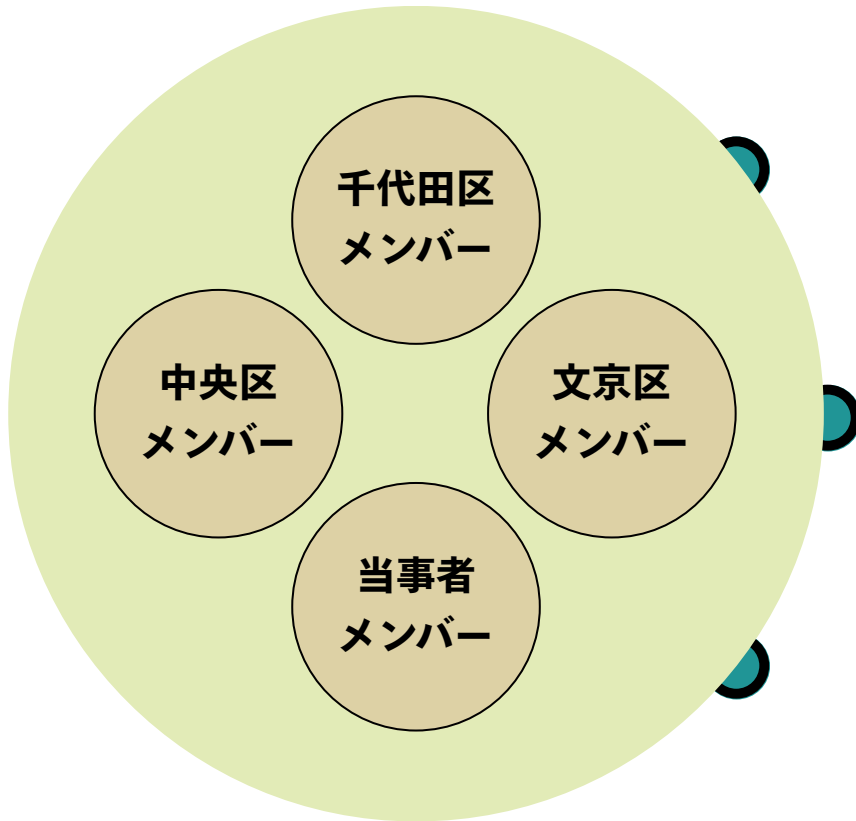
アセスメント結果の作成

04

事業者等との連絡調整

本人への情報提供

3区で共通した仕組み作り



利用できるサービスの幅が広がる

共通したアセスメントやサービス内容の流れを理解した事業所が増え、選択肢の幅が増やせる。

事業開始後の利用しやすさの向上

アセスメントやサービス内容の流れが共通化され、事業者ごとの関係機関同士の調整が最小限となり、利用者にとってもわかりやすく利用しやすさにつながる。

支援の質の向上

区をまたいで、事業所間のネットワークが強化されるだけでなく、協力し合うことで情報の偏りや過不足ない情報提供が行いやすくなり、支援の質の向上を図れる。

01

就労選択支援の周知

チラシの作成・周知方法・周知先の選定など

02

地域の社会資源を把握する

各社会資源が就労選択支援にどう関わることになるのか共通認識をもつ

03

アセスメントの実施方法

04

アセスメントシート・ツールは何を使うか

事業所独自のシートとツール

共通のシートとツール（就労支援のためのアセスメントシート・BWAP2）

05

多機関連携によるケース会議の進め方・確認する項目

チェックリストの作成

06

フィードバックの方法とフィードバックシートの検討

07

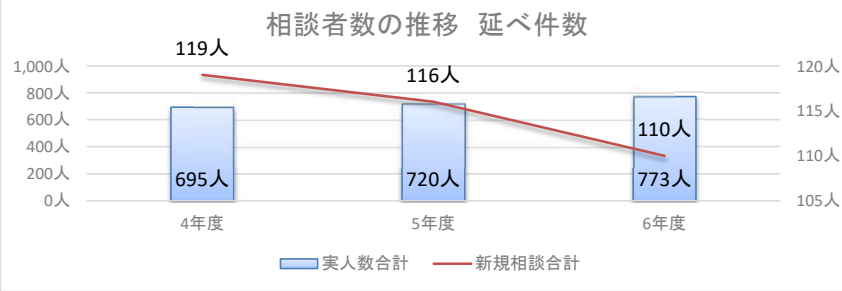
就労選択支援事業の地域におけるワークフローや流れの確認

2024年度 文京区障害者基幹相談支援センター 実績報告

1.総合相談支援業務

(1) 相談実人数

		単位:人												合計	月平均
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
	4年度	56	62	63	57	57	59	59	62	61	55	44	60	695人	57.9人
	5年度	59	53	64	55	57	65	57	64	64	59	57	66	720人	60.0人
	6年度	67	55	56	59	72	64	71	61	70	69	67	62	773人	64.4人
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	月平均
	4年度	7	13	11	13	10	7	8	10	13	8	8	11	119人	9.9人
	5年度	10	6	14	5	10	10	9	9	14	10	7	12	116人	9.7人
	6年度	10	6	10	13	14	9	9	10	6	7	10	6	110人	9.2人



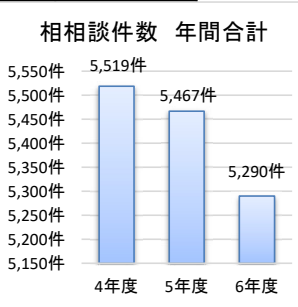
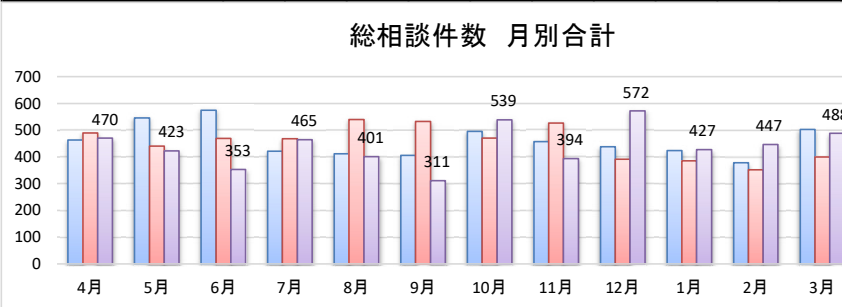
・実人数は、増加傾向がみられる。一方で、新規相談者は微減の傾向。しかし、多い月には、10件を超える新規相談がある。情報提供で終わる事例もあれば、対応に時間を要する事例もある。

・総相談件数も微減傾向にある。しかし、対応に要している時間数は、微増している。拠点が設置され、引継ぎを行った他、新規相談も分散化していることが考えられるが、一件当たりに要する時間は、微増している。

(2) 総相談件数

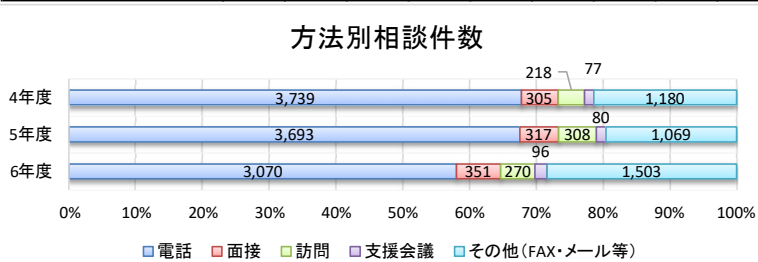
24年度:延べ,件(23年度 5,467件。前年度比.%)

		単位:件												合計	月平均
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月		
	4年度	463	546	575	421	412	406	496	457	438	424	378	503	5,519件	459.9件
	5年度	490	441	469	468	540	533	470	527	392	385	352	400	5,467件	455.6件
	6年度	470	423	353	465	401	311	539	394	572	427	447	488	5,290件	440.8件



(3) 相談方法別相談件数

	6年度			5年度			4年度		
	実数	年度割合	前年度からの増加率	実数	年度割合	前年度からの増加率	実数	年度割合	前年度からの増加率
電話	3,070	58.0%	-16.9%	3,693	67.6%	-1.2%	3,739	67.7%	-6.4%
面接	351	6.6%	10.7%	317	5.8%	3.9%	305	5.5%	87.1%
訪問	270	5.1%	-12.3%	308	5.6%	41.3%	218	3.9%	-30.4%
支援会議	96	1.8%	20.0%	80	1.5%	3.9%	77	1.4%	-26.0%
その他(FAX・メール等)	1,503	28.4%	40.6%	1,069	19.6%	-9.4%	1,180	21.4%	5.0%
合計	5,290	100%		5,467	100%		5,519	100%	



・電話対応が減少し、面接が増えている。また、近年の傾向として、メールを使用した情報共有が特に増加している。支援者それぞれが動いており、電話ではなかなか共有の機会が作れないため、この形にて共有の機会を保つことが増えている。

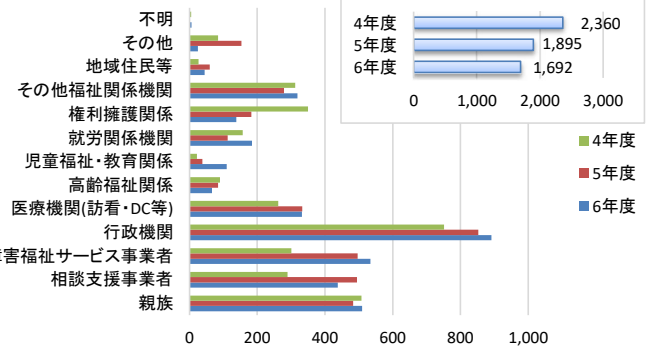
・本人からのご相談が減少し、ご本人以外からの相談が増加傾向にある。この傾向が、新規相談にも同様にあるかは、新規相談の精査が必要なため、改めて整理していきたい。

・高齢福祉関係と権利擁護関係では、減少傾向が目立っている。特に、権利擁護関係は、三年間で、半数まで実績が落ちている。権利擁護を必要とする対象者の支援が落ち着いた為なのか、拠点などの支援機関に引き継がれているのか、精査の上、状況を確認していきたい。

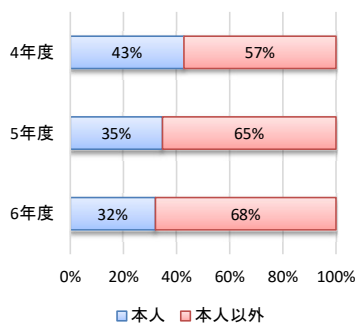
(4) 相談者の内訳

(人)	6年度		5年度		4年度	
	実数	年度割合	実数	年度割合	実数	年度割合
本人	1,691	32.0%	1,895	34.66%	2,360	42.76%
親族	510	9.6%	483	8.83%	508	9.20%
相談支援事業者	438	8.3%	495	9.05%	290	5.25%
障害福祉サービス事業者	534	10.1%	497	9.09%	301	5.45%
行政機関	891	16.8%	853	15.60%	751	13.61%
医療機関(訪看・DC等)	332	6.3%	333	6.09%	262	4.75%
高齢福祉関係	66	1.2%	84	1.54%	90	1.63%
児童福祉・教育関係	110	2.1%	38	0.70%	22	0.40%
就労関係機関	185	3.5%	113	2.07%	157	2.84%
権利擁護関係	138	2.6%	183	3.35%	350	6.34%
その他福祉関係機関	319	6.0%	279	5.10%	312	5.65%
地域住民等	45	0.9%	60	1.10%	27	0.49%
その他	25	0.5%	153	2.80%	84	1.52%
不明	6	0.1%	1	0.02%	5	0.09%
合計	5,290	100.0%	5,467	100.0%	5,519	100.0%

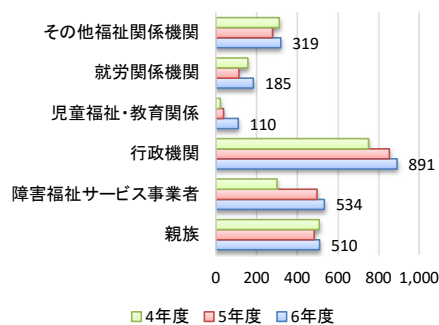
相談者の内訳(本人以外)



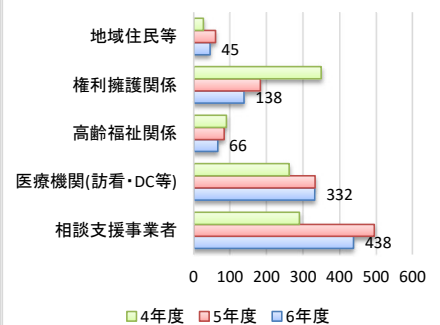
相談者の比率



増加傾向にある相談者



減少傾向にある相談者

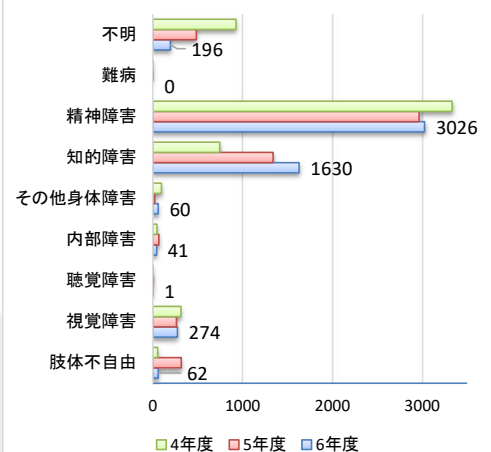


(5) 相談内容にかかる障害種別

(件)	6年度			前年度からの増加率	5年度			前年度からの増加率	4年度			前年度からの増加率
	実数	年度割合	前年度からの増加率		実数	年度割合	前年度からの増加率		実数	年度割合	前年度からの増加率	
肢体不自由	62	1.2%	-80.4%		317	5.8%	476.4%		55	1.0%	129.2%	
視覚障害	274	5.2%	4.6%		262	4.8%	-16.0%		312	5.7%	96.2%	
聴覚障害	1	0.0%	-85.7%		7	0.1%	75.0%		4	0.1%	300.0%	
内部障害	41	0.8%	-39.7%		68	1.2%	47.8%		46	0.8%	-69.1%	
その他身体障害	60	1.1%	172.7%		22	0.4%	-77.3%		97	1.8%	-45.8%	
知的障害	1630	30.8%	21.7%		1339	24.5%	79.5%		746	13.5%	15.5%	
精神障害	3026	57.2%	2.0%		2966	54.3%	-11.0%		3331	60.4%	-15.2%	
難病	0	0.0%	-100.0%		2	0.0%	-33.3%		3	0.1%	-92.3%	
不明	196	3.7%	-59.5%		484	8.9%	-47.7%		925	16.8%	61.1%	
合計	5,290	100%			5,467	100%			5,519	100%		

・知的障害の増加傾向が続いている。
 ・肢体不自由の件数が激減しているが、特定の利用者に対して、集中的な対応が必要となり件数が増えていたが、その方の支援が、支援チームに引き継がれ、基幹としての関りが、一旦終結しているため、このような実績となっている。

相談者の障害種別

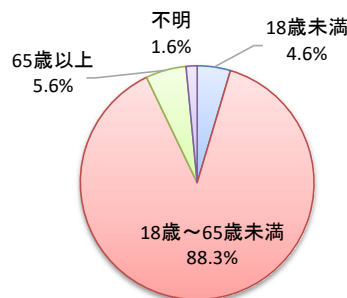


(6) 年代別相談件数

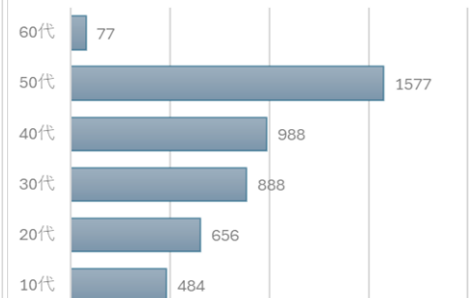
(件)	6年度	5年度	4年度
18歳未満	243	258	94
18歳～65歳未満	4670	4843	4873
65歳以上	295	302	468
不明	82	64	84
合計	5,290	5,467	5,519

・ほぼ昨年度同様の内容で、推移している。
 ・参考値として、18歳以上65歳未満の内訳も記載。

(6) 年代別相談件数



18歳以上65歳未満の年代別

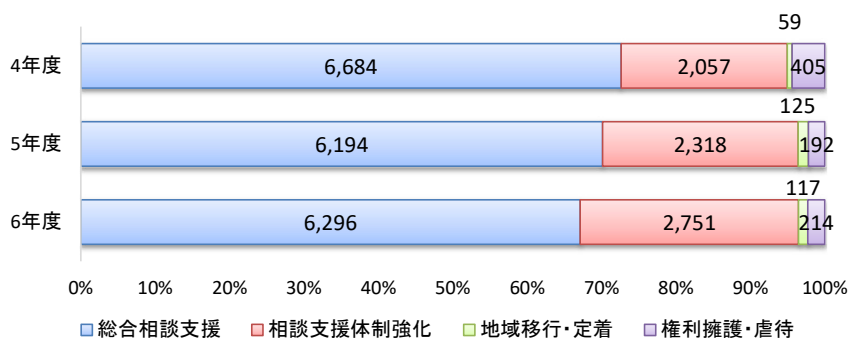


(7) 相談内容の分類 (件)	6年度	5年度	4年度
総合相談支援	6,296	6,194	6,684
相談支援体制強化	2,751	2,318	2,057
地域移行・定着	117	125	59
権利擁護・虐待	214	192	405
合計	9,378	8,829	9,205

(相談内容が複数の項目に該当する場合は、複数の項目を該当させているため相談件数とは一致し

全体の延べ件数が増えている。内訳としては、相談支援体制の強化が増えている。主体的に動く部分ではなく、支援チームに対する側面支援が増えていることが伺える。

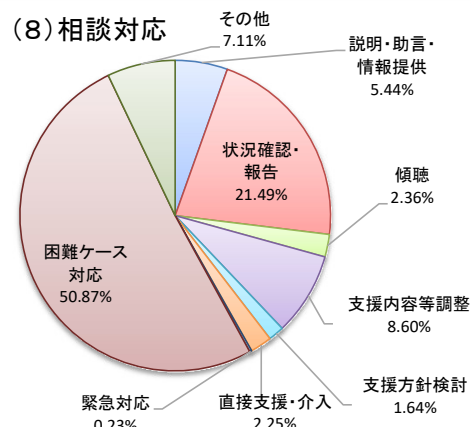
(7) 相談内容の分類



(8) 相談対応 (件)	6年度			5年度			4年度		
	実数	年度割合	前年度からの増加率	実数	年度割合	前年度からの増加率	実数	年度割合	前年度からの増加率
説明・助言・情報提供	288	5.4%	-7.7%	312	5.7%	-13.6%	361	6.5%	-24.0%
状況確認・報告	1137	21.5%	6.6%	1067	19.5%	23.1%	867	15.7%	-22.5%
傾聴	125	2.4%	-78.2%	573	10.5%	312.2%	139	2.5%	-0.7%
支援内容等調整	455	8.6%	2.2%	445	8.1%	144.5%	182	3.3%	5.8%
支援方針検討	87	1.6%	-21.6%	111	2.0%	6.7%	104	1.9%	2.0%
直接支援・介入	119	2.2%	35.2%	88	1.6%	158.8%	34	0.6%	-5.6%
緊急対応	12	0.2%	-29.4%	17	0.3%	-19.0%	21	0.4%	200.0%
困難ケース対応	2691	50.9%	1.5%	2652	48.5%	-28.2%	3696	67.0%	2.6%
その他	376	7.1%	86.1%	202	3.7%	75.7%	115	2.1%	155.6%
合計	5,290	100.0%		5,467	100.0%		5,519	100.0%	

・傾聴が大きく減少している。いわゆる伴走的の支援が減っている。一方で、直接支援が増えており、具体的な介入を必要とする支援が増えている。

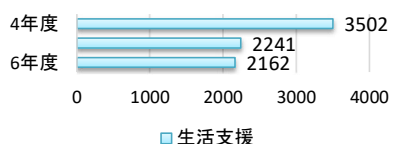
(8) 相談対応



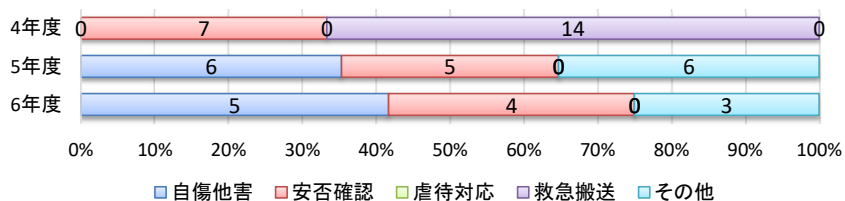
(9) 緊急対応・困難ケースの対応	6年度	5年度	4年度
緊急対応			
自傷他害	5	6	0
安否確認	4	5	7
虐待対応	0	0	0
救急搬送	0	0	14
その他	3	6	0
計	12	17	21

困難ケース	6年度	5年度	4年度
受診支援	129	47	60
入院支援	35	11	22
退院・退所支援	325	332	81
後見支援	38	37	15
生活支援	2162	2241	3502
支援拒否	2	1	16
その他	0	0	0
計	2691	2669	3696

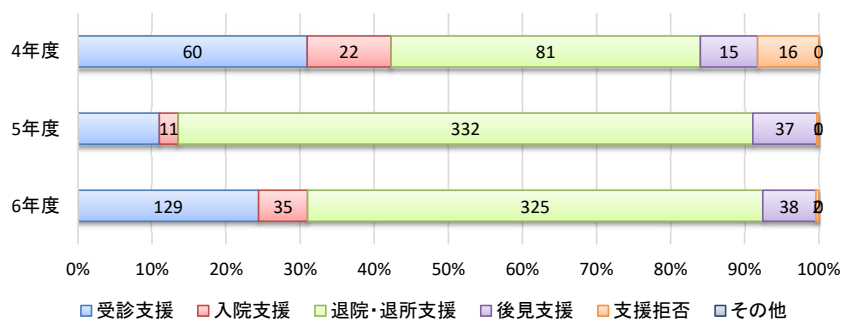
(9) 困難ケース※生活支援のみ



(9) 緊急対応



(9) 困難ケース ※生活支援以外



・困難ケースの内訳で生活支援が多いのは、関係づくりや支援方針を見出すことに苦慮している人に対する動きをこの項目に集約している。

※困難ケース対応は、次に該当する事例を集計している。

ア 身体状況が重篤にもかかわらず入院や受診を拒否し、説得を続けるために時間を要した場合
 イ 利用者又は介護者等の状況から障害福祉サービス等の導入を要するにもかかわらず、利用者本人又は介護者等が拒否し、説得に時間を要した場合
 ウ 精神疾患等により理解力が低下しているため、繰り返しの説明や支援が必要で時間を要した場合
 エ 受診、入院又は施設等への入退所に向けて家族等に依頼できない(遠方や非協力的)場合で、受診、入院又は入退所に支援が必要で時間を要した場合
 オ 体調の急変により食事が摂れていないなど、やむを得ず身の回りに関しての支援で時間を要した場合
 カ 精神疾患等により片付けられないため室内が不衛生状態等で、支援が必要で時間を要した場合
 キ 成年後見、安心サポート利用等に関し、説明に時間を要した場合又は必要書類を探すために室内に入り時間を要した場合並びに手続等の支援に時間を要した場合

2. 開催講座・会議等件数等	6年度	5年度	4年度
出席会議	88	94	88
支援会議開催	10	9	12
支援会議参加	85	72	65
参加研修	71	55	41
出張講座	0	2	1
基幹周知活動	2	4	9
ピアカウンセリング	0	0	0
開催研修	17	14	10
障害支援区分認定調査	22	30	28

令和6年度 事務局を担った会議体

1. 指定特定相談支援事業所連絡会 全3回
2. 自立支援協議会 障害当事者部会 全3回
3. 自立支援協議会 相談・地域生活支援専門部会 全3回、ワーキンググループ 全7回
4. 文京区地域移行支援検討会議 全4回

令和6年度 企画開催した研修

1. 事業所実践報告会 全2回
2. 生活福祉課情報交換会
3. 精神障害者支援機関実務者連絡会 全3回 ※予防対策課と共同企画
4. ピアサポートを知ってつながろう ※予防対策課と共同企画
5. 文京家族会MCA家族のひろば(合同企画) 全3回
6. 文京区虐待防止講演会 全1回、虐待防止研修 全3回
7. 指定特定相談支援事業所連絡会 事例検討会 全3回

2025 年度文京区障害者基幹相談支援センター事業計画

障害者とその家族の支援を進めて 11 年目になる。区特有の課題である住宅事情、世帯の高齢化、孤立などに向き合いながら必要な支援を行い、切れ目のない体制の構築を目指す。また、「地域生活支援拠点（※1）」も整備されて三年目となり、「より身近な支援者」である拠点との連携が、文京区の相談支援の体制構築の上では、大事な動きとなる。その上で、支援者や支援機関が連携していくために必要な顔の見える環境を作っていくことが主要な役割となる。そのために、研修や事例検討会などを通じて、個別・地域の課題と向き合い、利用者とその家族が安心して暮らせる体制の質の向上に努めたい。なお、本事業は、社会福祉法人文京槐の会との共同事業体として行う。

※1「地域生活支援拠点」は、国の基本指針である「障害者の重度化・家族の高齢化や親亡き後を見据え、居住支援のための機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受入れ・対応、専門的人材の確保、養成、地域の体制づくり。これを「地域生活拠点」という。）を 2020 年度までに整備し、障害者等の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築する。」に基づく事業。文京区では、四つの日常生活圏域それぞれに、「拠点」を整備。

■事業の柱

1. 総合相談支援

3 障害及び難病患者と家族に関する相談に対し、アウトリーチも含めた総合的な相談支援を行う。また、介入が難しい方への対応や支援者への助言を行う。

2. 地域の相談支援体制の強化

【連携強化】

多種多様な支援機関があり、直接支援や支援会議、研修等を通じ、生活弱者を支えるためのこれらの支援機関が、有機的に連携・連動するための一翼を担う。

主な支援機関…地域包括支援センター（高齢・精神）、障害者相談支援事業所、指定特定相談支援事業所、生活困窮者自立支援相談窓口、保健サービスセンター、訪問看護ステーション、居宅介護支援事業所、障害者就労支援センター、社会福祉協議会地域福祉コーディネーター、引きこもり支援センター、地域生活支援拠点など、

【会議体の運営】

文京区障害者地域自立支援協議会 相談・地域生活支援専門部会、当事者部会の事務局運営を通じ、地域での当事者・家族支援のあり方を引き続き模索する。

【人材育成】

個別事例検討会、各事業所実践報告会、虐待防止研修等を開催し、支援機関同士の連携を深めると共に担い手の人材育成を目的とした研修システムを構築し、持続的かつ切れ目のない支援を目指す。

なお、東京都相談支援専門員従事者養成研修で行っているスーパービジョンのカリキュラムに対して、区内の受講生を対象に、スーパーバイザーを区内の主任相談支援

専門員に担っていただけるように、体制を維持していく。

【新規項目：重層的支援体制整備※2】

本年度より「共生社会の実現」を目指して正式に運用されていく。所管は、福祉部福祉政策課となり、本事業の所管である障害福祉課と共に、運用に携わっていく。主な役割としては、包括的相談支援体制を担うことになる。現在、障害福祉課から明示されている具体的な役割は、事業の対象者として事例化された方で、かつ個人情報に関する同意を得られた方の基本情報などをまとめた帳票類の作成が指示されている。区内及び市内において、円滑に重層的支援体制が取れ、対象者及びその家族の生活の質の向上に資する様に、区の実行に協力し、連携していく。

※2「重層的支援体制整備」とは、既存制度や施策などの谷間となるなどし、支援が行き届かないなど生きづらさをかかえた人々へ視点を置き、市町村全体の支援機関・地域の関係者が断らず受け止め、つながり続ける支援体制を構築することをコンセプトに、「属性を問わない相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」の3つの支援を一体的に実施することを必須とした事業を言う。

【新規項目：ピアサポート体制の構築】

新型コロナウイルス感染症の流行以降、ピアサポートの活動は休止状態にあった。しかし、2024年にはピアをテーマに研修も行われた。2025年度も引き続き、体制構築に向けて、予防対策課と協力して取り組んでいく。

【新規項目：当事者及び家族会等の支援者支援】

家族支援の一環として、家族会の活動を支援してきたが、2025年度からは正式に予算化された。主幹課と共に、より一層の家族支援を行っていききたい。

3. 地域移行・地域定着

入所施設や精神科病院で長期にわたり生活している障害者が、安心して地域生活を送れるための体制整備を行う。

4. 権利擁護・虐待防止

障害者等から権利擁護に関する相談に応じ、必要に応じて成年後見制度の利用支援や、虐待防止に関する支援や普及啓発を行う。

- 文京区障害者虐待防止センターの窓口として、関係課と連携し夜間・休日の通報を受け付ける。
- 障害者差別解消法の相談窓口として、障害を理由とする差別等に関する相談を受け付ける。
- 文京区社会福祉協議会の権利擁護センターが行う、「中核機関（地域の権利擁護支援・成年後見制度利用促進機能の強化に向け、全体構想の設計とその実現に向けた進捗管理・コーディネート等を行う司令塔的機能）」の運営に協力する。

■施設管理

1. 開所日時

平日：9:00～18:00 ／ 土曜日：9:00～17:00

休日：日曜 祝日 年末年始（12月29日～1月3日）

2. 人員体制

役職	氏 名	勤務形態	所属	兼務する事業所・その他
所長	高田 俊太郎	常勤・兼務	復生あせび会	安心生活支援事業
副所長	高谷 通代	常勤・専従	文京槐の会	
	菊池 景子	常勤・専従	復生あせび会	2025年9月退職予定
	田平 政彦	常勤・専従	復生あせび会	2025年9月退職予定
	荒木田 紘子	常勤・専従	復生あせび会	
	河井 美奈子	常勤・専従	文京槐の会	
	谷本 すみれ	常勤・専従	復生あせび会	
	林 里江	非常勤	文京槐の会	
	宮森 りつ子	非常勤	文京槐の会	
	池田 あい子	常勤・専従	復生あせび会	2025年6月 異動し着任予定
	枝松 律	常勤・専従	復生あせび会	2025年4月 新規採用職員
	安達 勇二	常勤・兼務	復生あせび会	安心生活支援事業

3. 職員の資質向上と健康管理

幅広い専門知識の習得と対応力の向上に向け、外部研修に積極的に参加する。また、区内全体の支援の質の底上げに向けて、研修を企画開催していく。

職員の健康管理において、年1回の健康診断を義務として、受けやすい環境にしていく。

4. 障害者の権利擁護と虐待防止

権利擁護と虐待防止の観点から、関係事業所と関わることもあるが、自らの関わりそのものが権利侵害や虐待の恐れはないかを日々の申し送りでも振り返っていく。

■ 共同事業体の拡大

社会福祉法人文京槐の会と当会の共同事業体で運営してきた。しかし、両法人共に地域生活支援拠点事業を担い、本事業を担う人材の確保が難しくなっている。他法人にも参画を募るなどし、事業体制の維持継続に努めたい。

令和7年度文京区障害者地域自立支援協議会委員

役職	氏名	所属等
	高山 直樹	東洋大学福祉社会デザイン学部 教授
	志村 健一	東洋大学福祉社会デザイン学部 教授
	管 心	帝京平成大学大学院 臨床心理学研究科臨床心理センター 教授
	山口 恵子	知的障害者相談員
	酒井 美穂	身体障害者相談員
	石樵 さゆり	文京区社会福祉協議会 事務局次長
	佐古 陽子	文京区民生委員・児童委員 協議会 大塚地区副会長
	浅水 美代子	文京区家族会 会長
	前田 貴子	飯田橋公共職業安定所専門援助第二部門 統括職業指導官
	本田 愛子	都立精神保健福祉センター調査担当 課長代理
	清水 健太	文京地域生活支援センター あかり 施設長
	新堀 季之	高齢者あんしん相談センター 駒込 センター長
	松尾 裕子	地域活動支援センターエナジーハウス 所長
	瀬川 聖美	本郷の森 理事長
	樋口 勝	本富士生活あんしん拠点 管理者
	野村 美奈	リアン文京 施設長
	向井 崇	放課後等デイサービスカリタス翼 管理者兼児童発達支援管理責任者
	北原 隆行	文京槐の会 はへと・ピア2
	三股 金利	大塚福祉作業所 施設長
	根本 亜紀	本郷福祉センター 施設長
	藤枝 洋介	障害者就労支援センター 所長
	高田 俊太郎	障害者基幹相談支援センター 所長
区委員	永尾 真一	障害福祉課長
区委員	市川 健一郎	保健対策担当課長
区委員	大塚 仁雄	保健サービスセンター所長
区委員	木内 恵美	教育センター所長

文京区障害者地域自立支援協議会要綱

19文福障第1705号	平成20年2月18日区長決定
19文福障第2191号	平成20年3月31日一部改正
23文福障第2692号	平成24年3月30日一部改正
24文福障第688号	平成24年6月01日一部改正
24文福障第2127号	平成25年1月24日一部改正
26文福障第3145号	平成27年3月30日一部改正
27文福障第2238号	平成28年2月01日一部改正
30文福障第2657号	平成31年3月15日一部改正
2019文福障第2982号	令和2年3月18日一部改正
2020文福障第2045号	令和2年12月18日一部改正
2021文福障第2084号	令和3年12月17日一部改正
2022文福障第2006号	令和4年12月2日一部改正
2023文福障第3250号	令和6年3月29日一部改正

(目的及び設置)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第89条の3第1項の規定に基づき、障害者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように、関係機関等と連絡を図ることにより障害福祉に関する課題について協議を行い、障害者相談支援事業をはじめとする地域の障害者等を支援する方策を総合的に推進していくことを目的として、文京区障害者地域自立支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 障害者相談支援事業等に関すること。
- (2) 地域の関係機関によるネットワーク構築等に関すること。
- (3) 障害者相談支援事業等に携わる者の能力開発に関すること。
- (4) 権利擁護の取組に関すること。
- (5) 就労等社会生活の支援に関すること。
- (6) その他地域の障害福祉の増進に関し必要な事項

(組織)

第3条 協議会は、次に掲げる者のうちから区長が委嘱し、又は指名するものを委員とする。

- (1) 学識経験者 2名以内
- (2) 精神科医師 1名
- (3) 障害者相談員 2名
- (4) 別表第1に掲げる機関から推薦のあった者
- (5) 別表第2に掲げる職にある者
- (6) その他区長が必要があると認めた者

(委員の任期)

第4条 前条の委員の任期は3年以内とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。
ただし、再任を妨げない。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長は、委員の互選によりこれを定め、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長が指名し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、会長が招集する。

2 会長は、必要があると認めたときは、委員以外の者を協議会に出席させ、説明又は意見を求めることができる。

(専門部会)

第7条 協議会の下に、専門部会（以下「部会」という。）を置く。

2 前項の規定により設置する部会は、次のとおりとする。

(1) 相談・地域生活支援専門部会

(2) 就労支援専門部会

(3) 権利擁護専門部会

(4) 障害当事者部会

(5) 子ども支援専門部会

3 部会は、協議会が指定する事項について、分野別に検討し、その結果を協議会に報告する。

4 部会は、部会長及び部会員をもって構成する。

5 部会長は、部会員の互選によりこれを定める。

6 部会長（部会長が定まっていない場合においては会長。以下の項において同じ。）は、必要に応じて、部会の検討内容に関連するワーキンググループ等を開催することができる。

7 第2項各号に規定する部会の部会員は、部会長が指名する者及び公募により決定した者をもって構成する。

8 部会長は、必要があると認めたときは、部会に副部会長を置くことができる。この場合において、副部会長は、部会員のうちから、部会長が指名する。

9 部会は、部会長又は第12項各号に規定する機関等が招集する。

10 部会長は、部会の事務を掌理し、部会の調査研究の経過及び結果を協議会に報告し、副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。

11 会長及び副会長は、必要があると認めるときは、部会に出席することができる。

12 第2項各号に規定する部会の庶務は、次に掲げる機関等において処理する。

(1) 相談・地域生活支援専門部会

文京区障害者基幹相談支援センター及び福祉部障害福祉課

(2) 就労支援専門部会

文京区障害者就労支援センター

(3) 権利擁護専門部会
文京区社会福祉協議会権利擁護センター

(4) 障害当事者部会
文京区基幹相談支援センター

(5) 子ども支援専門部会
福祉部障害福祉課

13 部会の運営に関し必要な事項は、部会長が別に定める。

(運営会議)

第8条 会長は、協議会のあり方、部会の再編及び課題整理等について検討する運営会議を開催することができる。

2 運営会議は、会長、副会長、部会長及び第7条第12項各号に規定する機関等をもって構成する。

(守秘義務)

第9条 協議会及び部会に出席した者は、協議会及び部会の運営上知り得た秘密や個人に関する情報を他に漏らしてはならない。

(庶務)

第10条 協議会の庶務は、福祉部障害福祉課において処理する。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成20年3月1日から施行する。

(委員の任期の特例)

2 第4条の規定に関わらず、平成19年度に委嘱した委員の任期は、平成22年3月31日までとする。

付 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成24年6月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

(公募手続)

2 改正後の文京区障害者地域自立支援協議会要綱第8条第3項ただし書に規定する公募の手続については、この要綱の施行の日前においても行うことができる。

付 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1（第 3 条関係）

福祉関係	文京区社会福祉協議会	1 名
	民生・児童委員協議会	1 名
	障害当事者団体	1 名
社会復帰・就業関係	飯田橋公共職業安定所	1 名
	都立精神保健福祉センター	1 名
事業者関係	区内障害福祉サービス事業者等	7 名以内

別表第 2（第 3 条関係）

区職員 委員	福祉部障害福祉課長 保健衛生部保健対策担当課長 文京保健所保健サービスセンター所長 教育推進部教育センター所長
区委託事業所等	区立大塚福祉作業所施設長又は区立小石川福祉作業所施設長 区立本郷福祉センター施設長 障害者就労支援センター所長 障害者基幹相談支援センター長